

2020 年 5 月 14 日（最新更新 2021 年 2 月 8 日）

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

はじめに

1. 本ガイドラインの目的

- 感染を最大限防ぎながら、Jリーグを再開する
 - 国民や地域の活力に貢献する
 - クラブ、リーグの事業継続を実現する
- その際、感染リスクを下げるために関係者が遵守すべき基準を示す
- 感染が生じてしまった場合の適切な処置について示す
- Jリーグは本ガイドラインを公式メディアに公表し、Jクラブは本ガイドラインを遵守した活動を公式メディアなどに公表し、感染対策をひろく訴求する

2. 本ガイドラインの範囲

- [プロトコル 1](#) : 感染予防と、感染への対処
- [プロトコル 2](#) : 情報開示
- [プロトコル 3](#) : Jクラブの活動段階と、公式検査
- [プロトコル 4](#) : サッカーのトレーニング
- [プロトコル 5](#) : チームの移動、宿泊
- [プロトコル 6](#) : 無観客での試合開催
- [プロトコル 7](#) : 制限付きの試合開催
- [付属文書](#)

3. 本ガイドラインの運用状況

- プロトコル 1、2 は、2020 年 3 月上旬から運用開始
- プロトコル 3～7 は、2020 年 6 月の実行委員会、理事会で承認された

4. 本ガイドラインの制定手続き

- 本ガイドラインは、Jリーグ実行委員会の審議を経て、Jリーグ理事会の決裁によって制定する

- 本ガイドライン制定前に、専門的見地からの監修を受けるものとする
 - 日本プロ野球機構（以下、NPB）・Jリーグの専門家チーム・地域アドバイザー(*)
 - JFA 技術委員会、医学委員会
- 本ガイドライン制定にあたり、ステークホルダーと事前協議するものとする
 - Jクラブの各担当（選手契約、運営、広報、事業、中継制作）
 - チームドクター部会
 - 日本プロサッカー選手会
- 本ガイドラインの改正
 - 重要な事項または方針に関わる改正は、Jリーグ実行委員会の審議を経て、Jリーグ理事会の決議により、これを行う
 - 前項以外の改正は、新型コロナウイルス対策連絡会議（以下、専門家会議）の監修を得てJリーグがこれを行い、ただちに関係者に周知するものとする。新型コロナウイルス感染症をめぐる社会状況や医学的知見の変化に即応するため

5. 本ガイドラインの有効期間

- Jリーグとして、新型コロナウイルス感染症への対策が要請されると判断する期間中に限る

(*) NPB・Jリーグの専門家チーム・地域アドバイザー（敬称略）

専門家チーム	賀来 満夫	東北医科薬科大学医学部 感染症学教室 特任教授
	三鴨 廣繁	愛知医科大学大学院医学研究科 臨床感染症学 教授
	舘田 一博	東邦大学医学部 微生物・感染症学講座 教授
地域アドバイザー	高橋 聡	札幌医科大学医学部 感染制御・臨床検査医学講座 教授
	國島 広之	聖マリアンナ医科大学感染症学講座 教授
	掛屋 弘	大阪市立大学大学院医学研究科臨床感染制御学 教授
	大毛 宏喜	広島大学病院感染症科 教授
	泉川 公一	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科臨床感染症学分野 教授

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル1：感染予防と、感染への対処

1 はじめに

本プロトコルは、新型コロナウイルス感染の予防及び対処について、Jリーグが選手やクラブに推奨する手順をお示しするものです。本プロトコルは [5月22日に専門家会議から頂いた『提言』](#)（初版は2020年3月12日）に基づいて作成されています。

皆さまにはぜひ、個人防衛をお願いします。

選手、チームスタッフ、クラブスタッフ、試合運営に携わるすべての皆さま、ファン・サポーターの皆さま、そのご家族一人一人が、新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を予防する行動を取ってください。詳細は本プロトコルの前半部でご説明しております。

それでも感染を100%防ぐ手だては、残念ながらありません。

そこで集団防衛です。

「体調が悪いけど、我慢して練習に出よう、仕事にいかう、ちょっと試合を観るだけだ」といった行動が、その方が所属する集団に感染を広げてしまう可能性があります。

発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら休む勇気を持つこと。そのことをクラブに報告する勇気をもつことを、是非お願いいたします。

またファン・サポーターの皆さまにも、観戦にあたって、発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合にはスタジアムに行かない、という文化の醸成が求められています。

こうした個人防衛と集団防衛を通じて、社会防衛に貢献していきましょう。

I. 新型コロナウイルスへの理解

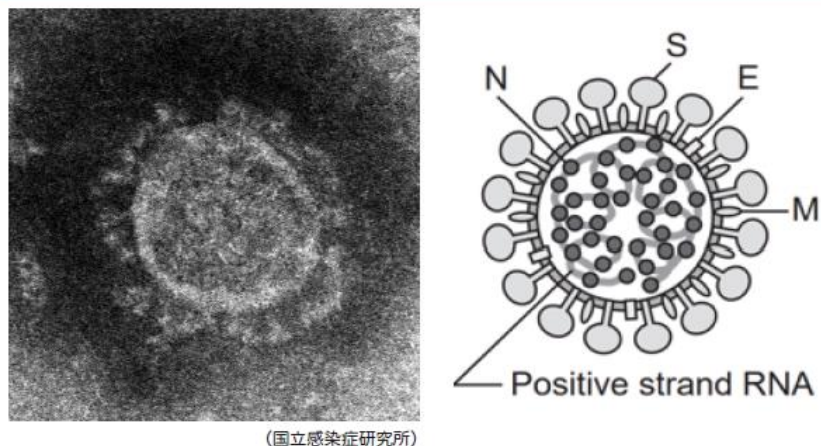
1. 病原体

- (1) コロナウイルスの一種である SARS-CoV-2 による感染症を COVID-19（感染症法では新型コロナウイルス感染症）と呼ぶ
- (2) ウイルスは自ら増殖することができず、人間の粘膜などの細胞に付着し入り込むことによって、増殖する
 - ・ 体内でウイルスが増殖すると症状が出る。また他の人に感染するようになる
 - ・ 症状が出るおよそ2日前から他の人の感染するのがこのウイルスの特徴
- (3) 健康な皮膚には入り込むことができず付着するだけ、と言われている。付着した状態で3

日間程度は感染力をもつとされる

- 多くの人が共通で触るものを減らすこと、または消毒することが重要
- 手洗い、及びむやみに顔の粘膜（目、鼻、唇）に手で触れないことが重要

図 1-1 病原体 SARS-CoV-2 動物由来のコロナウイルス



エンベロープにある突起が王冠（ギリシア語でコロナ）のように見える。SARS の病原体（SARS-CoV-1）と同様に ACE2 をレセプターとしてヒトの細胞に侵入する。SARS-CoV-1 と同様に 3 日間程度は環境表面で安定と考えられる。

『[新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第3版](#)』、p.5

- (4) 参考：[厚労省「『新型コロナウイルス』とは、どのようなウイルスですか。」](#)

2. 感染経路

- (1) 飛沫感染（咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染）

- 通常の風邪やインフルエンザのように、咳やくしゃみによりウイルスが排出され、それを吸入することにより感染が生じる
- 特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態（手が届く範囲）における“おしゃべり”でも感染が広がる可能性があることが重要

- (2) 接触感染（手で触れることによる感染）

- 咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスがものの表面に付着し、手指などを介して粘膜（口、鼻、眼など）から侵入することにより感染が成立する
- ウイルスは条件次第では、環境中で 3 日間程度、感染性を保つ

- (3) 参考：[厚労省「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」](#)

3. 潜伏期・感染可能期間

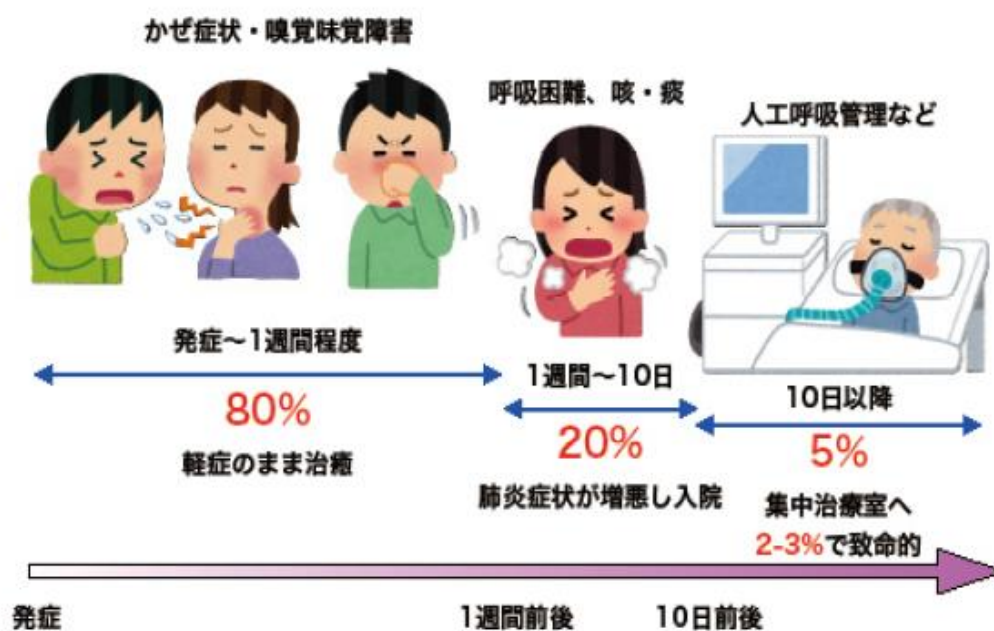
- (1) 潜伏期（ウイルスに感染してから症状がでるまでの期間）は 1～14 日間で、5 日程度で発症することが多い
- (2) 発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高いのが特徴

- (3) 発症から3～4週間、病原体遺伝子が検出されることはまれでない。ただし病原体遺伝子が検出されることと感染性があることは、同義ではない
- (4) 感染可能期間は発症2日前から発症後7～10日間程度と考えられている
- (5) 血液、尿、便から感染性のあるSARS-CoV-2を検出することはまれである
- (6) 参考：[厚労省「無症状病原体保有者（症状はないが検査が陽性だった者）から感染しますか。」](#)

4. 年代と症状

- (1) 感染者のうち、8割は軽症又は無症状のまま治癒する。2割で肺炎症状が増悪し、人工呼吸器管理などが必要になるのは5%程度と言われている
- (2) 若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で重症化のリスクが高いことが判明している [\(出典\)](#)

図 2-1 新型コロナウイルス感染症の経過

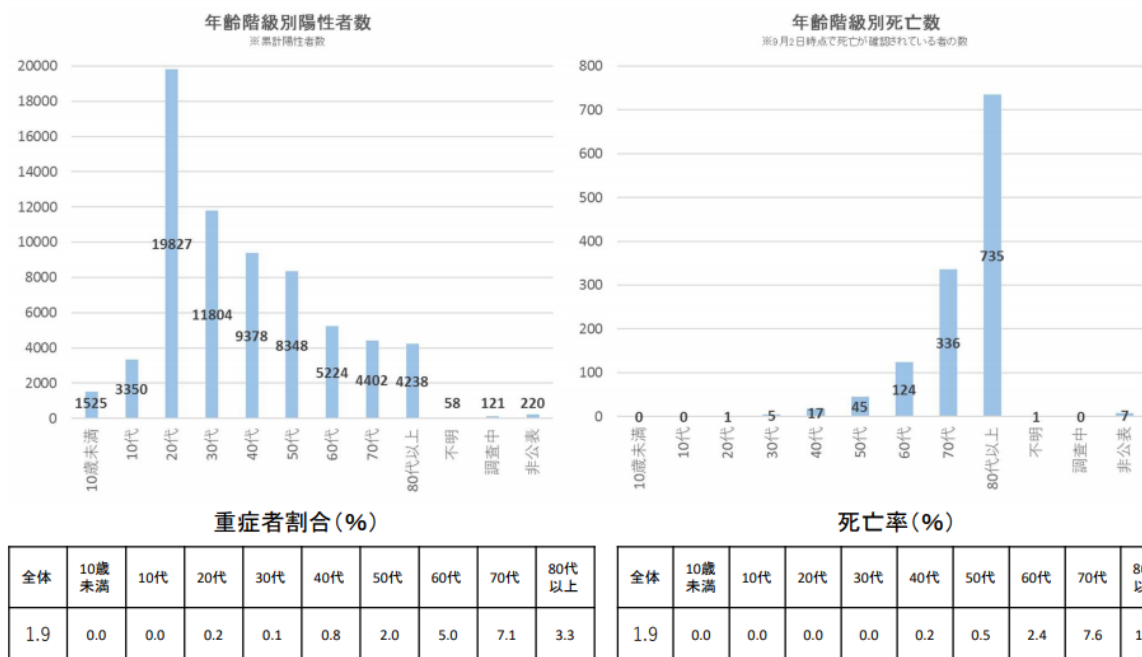


*中国における約4万症例の解析結果を参考に作成 (Wu, JAMA 2020)。年齢や基礎疾患などによって、重症化リスクは異なる点に注意。

『新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第3版』、p.9

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年9月2日18時時点



【重症者割合】

年齢階級別にみた重症者数の入院治療等を要する者に対する割合

【死亡率】

年齢階級別にみた死亡者数の陽性者数に対する割合

注：これらの分析は年齢階級や入院・退院の状況など陽性者の個別の状況について、都道府県等から当省が情報を得られたものを集計しており、総数は現在当省HPで公表されている各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げた陽性者数・死亡者数・重症者数とは一致しない。

[厚労省の公式サイトより](#)

5. サッカーへの影響

(1) 感染者

- 感染者は、入院や宿泊療養などによって治療と復帰を目指す。概ね 10～14 日間を要する（参考：[厚労省「陽性になって入院や療養をした場合、どうしたら元の生活に戻れますか。」](#)）
- Jリーグ[公式試合への復帰基準については、こちらを参照](#)

(2) 濃厚接触者（参考：[厚労省「濃厚接触者とはどのような人でしょうか」](#)）

- 保健所によって、感染者の濃厚接触者と判定された場合、14 日間の自主隔離を要請される。検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されない
- チームの中に多くの濃厚接触者が出ると、クラブの活動全体が 14 日間停止する
- Jリーグ/クラブ関係者には、日常生活、トレーニング、移動、試合などにおいて、濃厚接触を減らす行動が求められる

(3) クラスター

- クラブ内で 5 人程度、接触履歴などが明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがある

- この場合、クラスター拡大を食い止めることが最優先され、クラブの活動全体が3週間程度停止する
- Jリーグ/クラブ関係者には、いざというときに感染の連鎖を招かぬよう、感染リスクに留意した生活や行動が求められる

II. 感染を予防する

6. サッカー選手の予防

(1) 感染予防の習慣化

- 規則正しい生活、バランスの取れた食事、十分な休養・睡眠（免疫力アップ）
- 外出時は常にマスク（飛沫感染防止）
- 咳エチケットを守る（他人にうつさない）
- 手洗い、手指消毒（手についたウイルスを除去）
- 口・鼻・目に不用意に触れない
- 多くの人が共通して触れるモノ、触れる場所に注意 → 触れたら手洗い・手指消毒
- マスク無しで近距離（1～2m 程度）の会話は避ける

(2) リスク行動を減らす

- 外食は慎む（家族・同居者との外食は可）。とくに5人以上の外食はリスクが高い
- カフェでの会話も、できるだけマスクをつけて
- 3つの密（密閉、密集、密接）が起きそうな場所へは出向かない
- スポーツジムは、多人数が室内で呼気が激しくなる運動を行うため危険
- 私用での県境を超えての移動を慎む

(3) サッカーのトレーニング → [詳細はプロトコル4へ](#)

- できるだけ感染リスクの低い移動方法を選ぶ
- ミーティング、更衣室、シャワー等は、換気をよくし、社会的距離をとり、可能な限り短時間で済ませる
- 複数の人が同じモノに触れる機会を減らす。タオル、飲水ボトル、シャンプー等の共用を避ける

(4) 体調記録・行動記録の作成 → [詳細はこちら](#)

- 毎日の体調と行動を記録し、定期的にクラブに提出する
- 感染予防行動がとれていることの確認
- 「陽性」や「濃厚接触」のとき、影響範囲を調べるために行動記録が必要

7. 感染を注意すべき関係者

(1) 選手だけでなく、スタッフ、ご家族・同居人の方など、クラブ全体の予防に努める

トップチーム	選手、チームスタッフ（監督、コーチ、医療、通訳、その他）、及びその家族・同居人
アカデミーチーム	選手、チームスタッフ（監督、コーチ、医療、通訳、その他）、及びその家族・同居人
スクール	スクール生、普及コーチ、及びその家族・同居人
フロント	クラブの役員、職員、及びその家族・同居人
施設	ホームスタジアムやトレーニング施設の役員、職員及びその家族・同居人
試合運営	ボランティア、警備、売店などのスタッフ、及びその家族・同居人
チームバス	運転手

(2) 告知、啓発、協議を通じて、サッカーに関連する人々にひろく予防を呼びかける

- ・ メディア
- ・ 中継制作スタッフ
- ・ ファン・サポーターへの告知、啓発

8. もっと知りたい方へのお薦め

『新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）』	厚生労働省
「3つの密を避けましょう！」	首相官邸、厚生労働省
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」	首相官邸、厚生労働省
「正しい手洗い方法」	厚労省（動画）
「マスクの正しい着け方」	厚労省（動画）
「新しい生活様式」の実践例	厚生労働省
「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント	厚生労働省

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



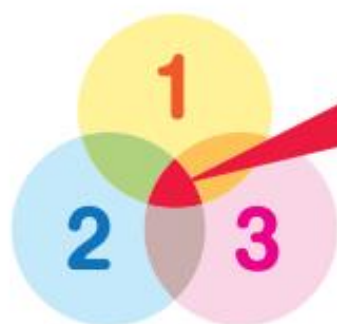
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



III. 毎日の検温、体調報告、行動記録

9. 対象範囲

トップチームの選手及びチームスタッフは、毎日の健康チェックと行動記録を、必ず実施する

10. 毎日の健康チェック

コロナウイルス感染の徴候がないか毎日確認し、少しの変調でもクラブに報告する

- (1) 体温測定：起床直後・就寝前等、決まった時間での体温記録
- (2) 問診表チェック：咳。喉の痛み、違和感。頭痛。体のだるさ。味や匂いの異常など
- (3) データの管理、モニタリング
 - ・クラブに担当者をおいて、全員のデータを毎日モニタリングする
 - ・チームドクターやトレーナーと連携する
 - ・別途、関係者へ案内しているアラートシステムを活用する

11. 毎日の行動記録

- (1) コロナ下でサッカー活動を継続するために、毎日の行動記録がきわめて重要
 - ・感染や濃厚接触が起きたときに、当事者以外で誰を隔離すべきか、判断する材料となる
 - ・保健所にすぐに提出することで、濃厚接触者の指定に協力する
- (2) 感染リスクのある行動をとったかどうかを記録する。ポイントとなるのは、
 - ・食事の取り方
 - ・マスクなし会話の有無（家族・同居人以外との）
 - ・外出の有無（チーム TR、試合を除く）
 - ・県境を超えての移動の有無
- (3) クラブは選手、スタッフから週に一度以上、行動記録の提出を受け、内容を確認する
 - ・リスク行動が多い選手・スタッフとは、解決方法を協議する
- (4) 参考：[行動記録の例](#)

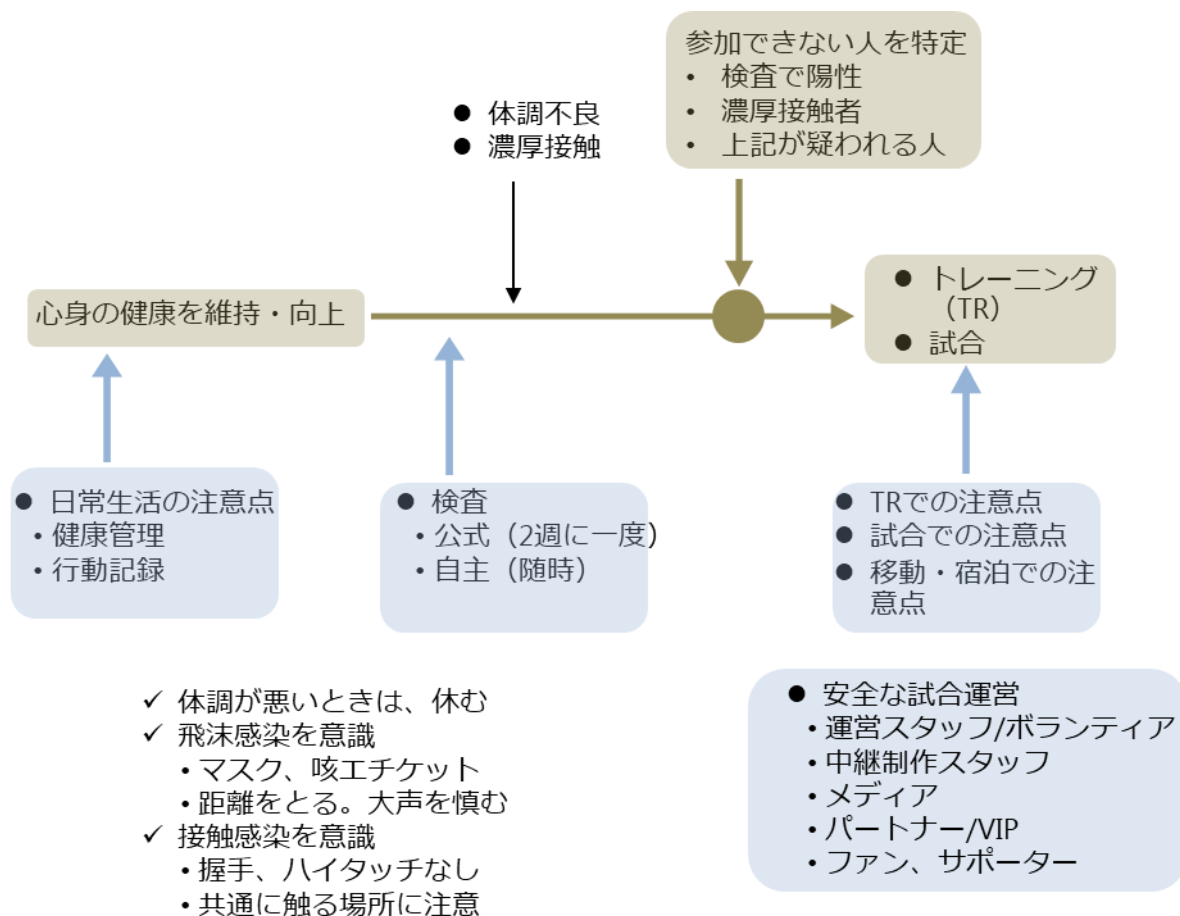
IV. 安全を確保しながら、活動を継続する

12. 優先順位

- (1) 選手、オフィシャル、関係者、観客、社会の安全を最優先する
 - ・国や自治体の指導に従う（社会の感染状況に応じた判断を行う）
 - ・NPB と共同で委嘱する[感染症の専門家チーム・地域アドバイザー](#)の助言を受ける
 - ・自らを健康に保つ（健康管理、行動記録、PCR 検査など）

- 観客や社会の安全に貢献する
- (2) 出来る限り予定通り公式戦を実施できるよう、最大限努力する
 - 地域に根ざしたサッカークラブは、スポーツの社会的使命の一翼を担っている
 - Jリーグ/Jクラブの存続が「豊かなスポーツ文化の振興」に資する
- (3) お客様と一緒に公式戦を実施できるよう、最大限努力する
 - Jリーグ試合は、ファン・サポーターに支えられている

13. コロナ下での活動図



14. 公式試合を予定通り開催する

- (1) 陽性（含む、判定保留）判定を受けた選手はただちに自主隔離する（A）
 - 試合、チームトレーニングに参加しない
- (2) 保健所による濃厚接触指定を受けた選手は自主隔離する（B）
 - 試合、チームトレーニングに参加しない
 - クラブの練習場を個人で利用することを、保健所に相談してよい（クラブハウスは使用しない）

- (3) 保健所による濃厚接触指定が試合に間に合わない場合、リーグ独自の基準で濃厚接触疑い者を指定する (C)
 - 2020年7月以降、複数の事案で各所の保健所から示された判断をもとに、[リーグと専門家会議が協議して定めた基準](#)を次項に示す
- (4) (A) (B) (C) の該当者を除いたうえで、試合を開催することを原則とする
 - 試合開催可否の決定はチェアマンが行い、当事者クラブはこの決定に従う
 - Jリーグ及び当事者クラブによる事前協議を実施することがある
- (5) 上記に関わらず1クラブ内に同時的に複数（3人以上）の感染者が出た場合は、専門家チーム・地域アドバイザーに相談のうえ、試合開催可否を検討する

15. 暫定的な濃厚接触疑い者に関するJリーグ基準

- (1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の2日前以降の接触を確認する
 - 複数人で1時間以上の会食については、5日前以降を確認する
- (2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、
 - 通訳と、その担当選手
 - 寮で同室
- (3) 1m以内、マスクなしで、15分以上会話した者
- (4) 一般の飲食店で陽性者と飲食を共にした者
- (5) 5日前でも、複数人で1時間以上の会食を共にした者
- (6) 移動中等での隣席での飲食で、十分に注意を払わなかった場合
 - 十分な注意とは、距離（一人おき交互など）、食事時間、会話を慎む、食事前の手指消毒をいう
- (7) 48時間以上連続する発熱・咳・身体のだるさなど疑い症状のある者は「陽性疑い」と見なし、彼との関係で「濃厚接触疑い」にあたる者がいないか、確認する
 - 他の症状を伴わない単純な発熱は、「陽性疑い者」と見なさない

V. 有事対応(陽性。試合直前の発熱や濃厚接触疑い)

16. 有事での心構え

- (1) 新型コロナウイルスはいつ誰が感染しても不思議でない病気。ゆえに感染した人やクラブには見舞いをもって接するべきで、非難し禁忌するのはきわめて不適切
- (2) 2020年6月以降、日本だけでなく欧州でも、感染拡大を防ぎながらトップレベルのサッカーリーグを実施できている
- (3) 陽性判定、試合直前の発熱などの有事の際も、それぞれが求められる対処を着実、迅速

かつ誠実に実行する。相互信頼に基づいて、公式試合を継続していく

- (4) 上記に関わらず 1 クラブ内に同時に複数（3 人以上）の感染者が出た場合は、専門家チーム・地域アドバイザーに相談のうえ、慎重に判断する

17. 陽性判定への対応（一覧）

- (1) 陽性判定を受けた者に、適切な治療機会を提供する
- (2) 地域やクラブ内の感染拡大を防ぐ
 - ・ 行動履歴の整理と保健所との協議
 - ・ クラブ内感染状況の確認（自主 PCR 検査の検討）
- (3) 公式試合を予定通り開催する方向で調整する
 - ・ J リーグ、関係クラブ、自治体、スタジアム等との協議・調整
- (4) 広報対応、ステークホルダー対応
- (5) クラブの感染防止体制の再チェック

18. 陽性判定時のアクション（例）

- (1) 初動
 - ・ 感染者を隔離する（感染拡大防止）
 - ✓ 公式検査「判定不能」の場合も、感染者として処遇する
 - ・ クラブ内で情報共有（チームドクターを含む）
 - ・ 行動記録の整理。本人及びクラブ全員。本人との接触有無を、両方向から確認
 - ・ 保健所へ届け出（担当医から）
 - ✓ 公式検査「判定不能」の場合、医師に確定診断と保健所への届け出を依頼する
 - ✓ 再検査実施は認められるが、陰性が確定するまで本人は感染者として処遇する
 - ・ J リーグ検査センターへ報告
- (2) 感染者の治療：保健所の指示に従う
 - ・ 遠征先で陽性判定または症状が出た場合、地元クラブが受け入れ病院の紹介など全面的に協力する
- (3) 濃厚接触者の指定：保健所の指示に従う。クラブは行動記録を速やかに提出する
 - ・ 濃厚接触者は保健所の指示に従い 14 日間自主隔離する。検査を受けることもある
- (4) 施設の消毒：保健所の指示に従う
- (5) スクリーニング検査
 - ・ クラブ内に感染が広がっていないか確認する検査
 - ・ 実施が推奨されるが、マストでない。実施にかかる費用はクラブ負担
- (6) J リーグの役割

- ・ クラブの対応を支援
 - ・ 他クラブ、マッチオフィシャルへの対応をケア
 - ・ メディア発表での連動（感染者の報告、試合実施に関する報告など）
- (7) 公式試合実施に向けた調整
- (8) クラブの主要ステークホルダーへの連絡
- (9) クラブの感染防止体制の再チェック：保健所や専門家の指導を受ける

19. 疑い症状などへの対応

(1) 試合直前事案

※ クラブは別途定める「ビジターチームの対応フロー」も参考に対策に努める。

事例	対応
○ 遠征先のホテルで発熱した ○ 家族・同居人が陽性になった ○ 家族・同居人が濃厚接触者になった ○ 数日前に会食した人が陽性になったとの連絡があった	1) 安全のため本人をチームから隔離する 2) 本人を検査することを、検討する 3) Jリーグに連絡し、行動記録に基づいて、濃厚接触疑いを指定する 4) 本人と濃厚接触疑いを除いて試合を実施する

(2) 選手、チームスタッフに直接関わる事案

事例	対応
選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施	1) 重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後）
選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける	1) 重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後） 2) 検査結果が出るまでは自主隔離する 3) 陰性の場合、活動継続でよい
選手、チームスタッフが体調不良で、医師からPCR検査不要と診断された	1) 発症日から数えて7日間、自主隔離する 2) 医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、待機期間を短縮してよい → 症状解消を確認して復帰など
選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された	1) 重要事象報告フォームに入力する 2) 保健所の指導に従う

(3) 近親者や知人との関係

事例	対応
家族・同居人が陽性になった	1) 自主隔離し、保健所の指導に従う
○ 数日前に会食した人が陽性になった ○ 仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった	1) 自主隔離し、保健所の指導に従う 2) 濃厚接触者に指定されず、また症状がなければ、活動継続でよい
○ 家族・同居人が濃厚接触者に指定された ○ 配偶者〔子供〕が検査を受ける。同僚〔同級生〕が陽性になったため	1) 選手・スタッフは、濃厚接触指定を受けておらず、活動継続でよい 2) 但し、発症日 2 日前以降に顕著な接触あれば、安全サイドで慎重に判断する
家族・同居人が体調不良で PCR 検査を受検	1) 検査結果が出るまで自主隔離する 2) 陰性の場合、活動継続でよい
家族・同居人が体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された	1) 活動継続でよい
無症状の濃厚接触者と接触し、または共に行動した	1) 活動継続でよい
入国後 14 日間の隔離を済ませていない訪日者との面会・同居	1) 面会時にマスクをしていれば自主隔離は不要 2) 入国後 14 日間は同居を避ける

20. 陽性判定からの復帰

(1) 厚生労働省の基準 [\(参考：厚生労働省公式サイトを見る\)](#)

	厚生労働省による例示	メモ
有症状	発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過	- 発症日を 0 日目としてカウント - たとえば 2 日目に軽快すれば、10 日目に検査なしで退院可能
	症状軽快後 24 時間経過した後、24 時間以上間隔を空け 2 回の PCR 検査で陰性を確認	- 発症日を 0 日目としてカウント - たとえば 2 日目に軽快し、3 日目、4 日目に検査して陰性確認すれば退院可能
無症状	検体採取日から 10 日間経過	検体採取日を 0 日目としてカウント
	検体採取日から 6 日間経過後、24 時間以上間隔を空け 2 回の PCR 検査で陰性を確認	- 検体採取日を 0 日目としてカウント 6 日目、7 日目に陰性結果を得れば、7 日目に退院可能

(参考)

退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）	厚生労働省、2020 年 6 月 12 日
退院の取り扱いに関する質疑応答集（Q&A）について	厚生労働省、2020 年 7 月 17 日

(2) 国が定める退院基準を満足した者の、現場復帰

- ・ 公式検査で陰性を得ることが試合エントリーの条件となる
- ・ 自主検査で陰性を得て、エントリー資格認定委員会に申請する道もある
- ・ 自主検査はPCR検査および抗原検査（定量）を可とする
- ・ 退院直後は陽性が出やすいという例もでていたため、国が定める基準を満足し保健所の承認のもと退院した者は、自主検査で陰性を得て、エントリー資格認定委員会への申請をもってエントリー資格を獲得することができる

表3 各種検査の特徴										
新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査										
検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査（定量）			抗原検査（定性）		
		鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液
有症状者 （症状消退 者含む）	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○	○	○ （※1）	○ （※1）	× （※2）
	発症から 10日目以降	○	○	— （※4）	○	○	— （※4）	△ （※3）	△ （※3）	× （※2）
無症状者		○	— （※4）	○	○	— （※4）	○	— （※4）	— （※4）	× （※2）
想定される主な活用場面		● 検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 ● 大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。			● 検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるほか、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。			● 検査機器の設置が不要で、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明するが、現状では対象者は発症2日目から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期における発熱患者等への検査に有効。		

※1：発症2日目から9日目以内の有症状者の確定診断に用いられる。
※2：有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。
※3：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。（△）
※4：推奨されない。（—）
＊：引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。

VI. 重要事象報告（Jリーグと専門家チームへの報告・相談）

21. 重要事象報告

Jクラブは下記の内容が生じた場合、所定のフォームに従いリーグ宛に重要事象を報告する。

(1) 2020年9月以降の運用

目的	・ Jリーグ全体の感染・自主検査の状況を把握する ・ クラブから専門家チーム、リーグに相談する
報告する事案	・ 陽性診断を受けた ・ 濃厚接触者指定を受けた ・ 検査を受ける（受検前、受検後）

報告対象者	• トップチームの選手、チームスタッフ • アカデミーの選手、チームスタッフ • スクール生、普及コーチ • フロントスタッフ
-------	--

(2) 主な変更点

- 家族・同居人、ビジネススタッフに関する報告を不要とした
- 自主隔離は報告対象外とした

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル 2：情報開示

VII. 情報開示の考え方

22. 情報開示にあたって

(1) 感染症法が要請する情報開示

- ・ 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です
- ・ [新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか。こちらをぜひご一読ください](#)

(2) 都道府県による情報開示

- ・ 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています（感染症法 16 条）
- ・ その際、感染症に関連してかつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です（同前文、4 条、16 条）
- ・ 「病歴」は個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です
- ・ 都道府県は、概ね以下のような項目を発表しています
 - ✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴
 - ✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください
 - ✓ 記述例：スポーツ選手、サッカー選手、自営業（サッカーチーム関係者）、サッカー選手（●●FC 所属）

(3) 個人名は原則非公開とします

- ・ 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。
- ・ 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。
- ・ Jクラブが保健所による[積極的疫学調査](#)（同 15 条による調査）に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください
- ・ 日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります

- ・ 従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連携することが求められます

✓ 参考：『[新型コロナウイルス感染症発生時の保健所の調査について](#)』、2020年3月3日、千代田保健所健康推進課感染症対策係

VIII. 情報発信の基準。発信例

23. 基準

- (1) Jリーグは、各回のJリーグ公式検査（以下「公式検査」という）の結果を公表します。公表内容は次のとおりです
 - ・ 検体採取日、検査対象者、検査総数、陰性数、検査中、その他
 - ・ 陽性確定数（医師によって陽性診断を受けた数）
- (2) Jリーグ/クラブ等は、関係者が公式検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、その事実を速やかに発表します
 - ・ プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません。
 - ・ 発表する範囲は、原則として公式検査の対象となる関係者です。詳細は次項をご参照ください。発表時のひな型は、別に示します
- (3) Jリーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します
- (4) Jリーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとることがあります

24. 関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法

	対象者	発表
1	トップチームの選手	・ 所属クラブが発表する
2	アカデミー、女子、スクールの選手	・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する
3	クラブの役職員、コーチングスタッフ、契約スタッフ	・ 所属クラブが発表する
4	Jリーグ担当審判員	・ J F A が発表する

5	Jリーグの役職員	・ Jリーグが発表する
6	ビジネススタッフ（クラブ） ※クラブとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
7	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、リーグと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
8	試合観戦者	・ 濃厚接触者を特定するためにクラブが、どの試合のどの座席で発生したか、発表することがある ・ 発表に先だって、保健所と十分に協議する
9	上記の当事者の家族・同居人	・ 発表しない

25. 感染に関する発表の例

(1) 発表項目チェックリスト

- ・ 属性（クラブとの関係、立場）
- ・ 経過・症状
 - ✓ 発症日、初期症状（発熱/咳/倦怠感/味嗅覚障害/咽頭痛/胸痛など）
 - ✓ 医療機関受診した場合は順に「医療機関 A」「医療機関 B」、とする（匿名で OK）
 - ✓ 医療機関所見（肺炎所見の有無、など）
 - ✓ PCR 検査日、陽性判定日
 - ✓ 現在の容体（上記諸症状、軽症か中度か、治療方針等）
 - ✓ 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）
- ・ 発症 2 日前～発表日までの行動履歴（TR 参加等）
- ・ 感染経路について判明していること
 - ✓ 友人が●月●日に陽性判定、●日前に食事を共にした、など
- ・ 関係者の状況、容体
 - ✓ クラブ関係者に症状のあるものはいるか、容体は
 - ✓ 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
 - ✓ クラブの活動停止など

- 保健所、自治体との連携状況
 - ✓ 施設消毒の実施状況
 - ✓ 濃厚接触者の調査状況
- 今後について
 - ✓ クラブとしての感染拡大への取り組み
 - ✓ 活動停止スケジュールなど

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル 3 : Jクラブの活動段階と、公式検査

IX. 8つの活動段階

再開フェーズ	概要	判断基準
1	在宅での個人トレーニング - 選手はそれぞれ自主隔離している - クラブの練習場を閉鎖している	クラブが自主判断 国及び自治体による外出自粛要請がある等
2	練習場での個人トレーニング - クラブの練習場を開放するが、選手は個人でトレーニング - クラブハウスは使用しない	クラブが自主判断 外出自粛要請の程度が緩やかで、練習場へ出向くことが許容されている等
3	グループ分けしてのトレーニング - クラブの練習場で、少人数のグループに分かれてトレーニング - クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う	クラブが自主判断 - 国による緊急事態宣言が解除されている - 選手及びチームスタッフの直近 14 日間の体調や行動について、問題がないと確認できる
4	チームトレーニング チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ（対戦相手はJクラブに限定）	クラブが自主判断 - フェーズ 2 又は 3 の開始日から 14 日以上経過し、チームの感染状況が悪化していない - 地域の感染状況が悪化していない
4-②	チームトレーニング（交流期） チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ（対戦相手のJクラブ限定を解除）	リーグが判断 フェーズ 4-②はJリーグで決定します。2020 年 9 月 24 日より適用します。
5	無観客での試合開催	リーグとクラブが協議して決定 国の「イベント開催制限の段階的緩和」がステップ②以降で、自治体もプロスポーツ開催を容認している
6	強い収容制限のある試合開催 観客間の距離をできるだけ 2m（最低 1m）以上確保したうえで、5,000 人以下とする	リーグとクラブが協議して決定 国の「イベント開催制限の段階的緩和」がステップ③以降で、自治体も観客を迎えてのプロスポーツ開催を容認している
7	収容制限のある試合開催 収容可能数の 50%を上限とする	リーグとクラブが協議して決定 国の「イベント開催制限の段階的緩和」が「移行期間後」で、自治体も観客を多く迎えてのプロスポーツ開催を容認している
8	収容制限のない試合開催	リーグとクラブが協議して決定 国及び自治体が収容制限のないプロスポーツ開催を容認している

X. イベント開催制限の段階的緩和の目安

緊急事態宣言の発出（令和3年2月2日時点） 詳細は[こちら](#)（内閣府 HP）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂について(概要)

資料3-1

基本的な考え方

- 緊急事態宣言の対象区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県（10都府県）とする（栃木県を除外）。
- 緊急事態宣言の対象期間を、3月7日（日）まで延長（従前：2月7日（日）まで）。
- 今後の減少傾向を確かなものとするため、これまでの対策を継続・徹底するとともに、医療提供体制・検査体制の拡充等を図り、早期にステージⅢ・Ⅱを目指す。
- 緊急事態宣言の対象区域から除外された地域においては、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続。

【緊急事態宣言の対象区域における取組の徹底】

- 飲食店に対する20時までの営業時間短縮要請の継続（働きかけの強化、業種別ガイドライン遵守の徹底）。
- テレワークによる出勤者数7割削減を更に徹底。
- 不要不急の外出・移動等の自粛の継続・徹底。
- イベント開催制限は、現行の取組（収容率1／2かつ5,000人以下）を継続。

【宣言対象区域から除外された都道府県の取組】

- 飲食店に対する営業時間短縮要請は当面継続。営業時間、対象地域は知事が判断。
- テレワークによる出勤者数7割削減の目標は当面継続、その後、段階的に緩和。
- 外出自粛要請は当面継続、その後、段階的に緩和。
- イベント開催制限は、段階的に緩和。

【医療提供体制・検査体制の拡充等】

- 特定都道府県における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画の策定、その後も感染状況に応じ定期的に検査を実施。高齢者施設等への感染制御及び業務継続支援チームの派遣等。
- 民間検査に関する環境整備（民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を要請）。
- 医療機能に応じた役割分担を明確化した上での病床の確保。地域の実情に応じた転院支援の仕組みの検討等。
- 家庭内感染防止等のため、自宅療養における健康フォローアップの強化等。
- 職場における感染防止のため、事業者自らが感染防止策の遵守状況を確認する取組の推進。

出典：第54回新型コロナウイルス感染症対策本部 資料

緊急事態宣言対象区域におけるイベント制限のあり方

[緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年2月](#)

[4日](#)） 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要

（基本的な考え方）

- 1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、
 - ✓ 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
 - ✓ 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する（具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。）。
 - ✓ 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。

＜施設利用関係＞

施設の 種類	施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	・20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

＜イベント関係＞

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化（あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ）

（その他留意事項）

- 卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。
- 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行も、自粛を働きかける。

緊急事態措置以外の対応

＜施設利用関係＞

施 設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。）	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ
物品販売業を営む店舗（1000平米超）（生活必需物資を除く。）	
サービス業を営む店舗（1000平米超）（生活必需サービスを除く。）	

緊急事態宣言対象外区域におけるイベント制限のあり方

12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）（令和2年11月12日）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。

- イベントの人数上限及び収容率要件については、**当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。**ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、**大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。**
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、**引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。**入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

※ Jリーグは「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に該当する

令和2年11月25日付（P75）

感染拡大地域におけるイベント開催制限について

- 第16回分科会では、短期間に集中して、感染リスクが高い状況に焦点を絞った、「これまでより強い対策」として、①飲食店等の営業時間短縮、②地域の移動に係る自粛要請、③Go To Travel事業及びGo To Eat事業の運用見直し等が提言されたところ。
- イベント開催制限の目安については、**ステージⅢ相当以上の都道府県を念頭に、「地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能」と運用している。**
- これを踏まえ、各都道府県において、大規模イベント開催に伴う人の往来等により、感染リスクが高まると判断する場合には、**ステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域（都道府県全域又は一部地域）で開催されるイベント等に対し、より厳しい制限を設けることを検討することを促してはどうか。**
- なお、業種別ガイドラインの遵守徹底に向けて取組強化を図るとともに、更なる全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、感染状況を分析し、人数上限の見直し等適切な対応を行う。

（参考）各都道府県の感染状況の段階

ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

2

令和2年11月12日（P18）

I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期	収容率
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの類型 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2）
	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、 公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでの イベント 等
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）
	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

（1）徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

（2）基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限り。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ※ ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスの奨励 ※ アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 ※ 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ※ 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に、しうる催物に限定して、収容率を100%以内にすることができるとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※ アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例【別紙3】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽 クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	音楽 ロックコンサート、ポップコンサート等
演劇等 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	スポーツイベント サッカー、野球、大相撲等
舞踊 バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	公営競技 競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	公演 キャラクターショー、親子会公演等
芸能・演芸 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブ ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
展示会 各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

野外フェス等における感染防止策

【別紙4】

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）	
① 身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について

【別紙7】

基本的方向性

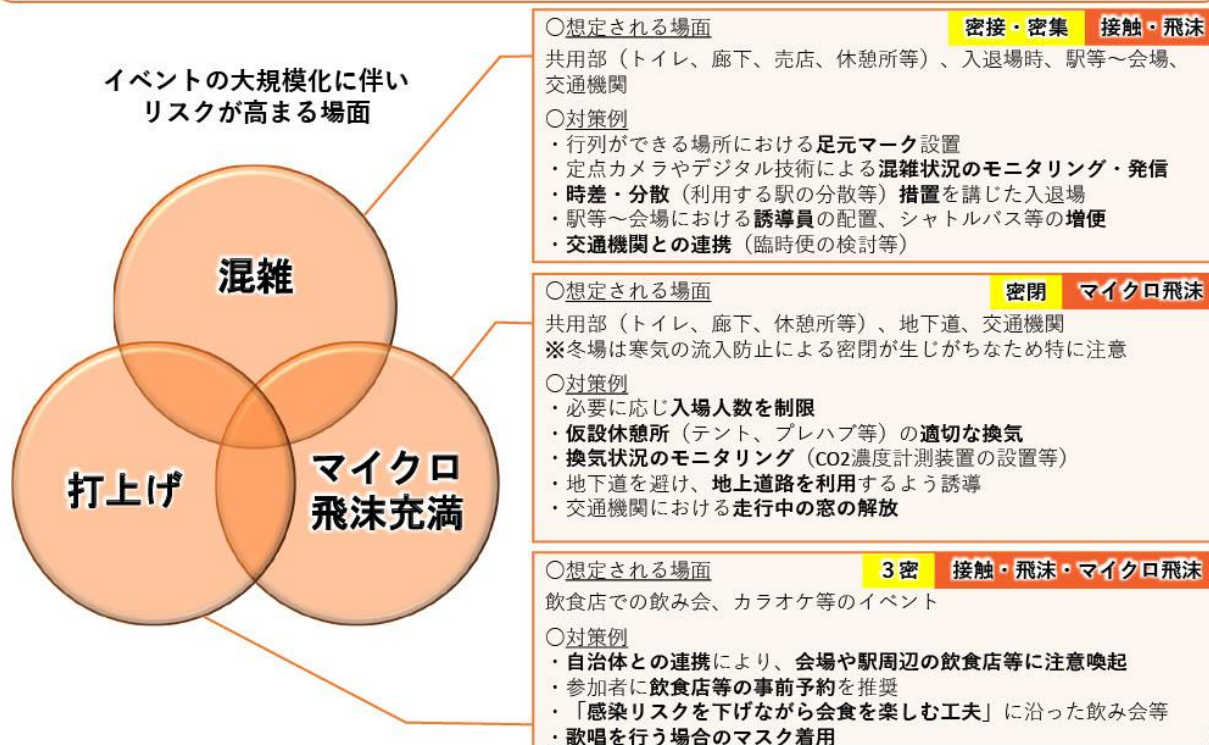
- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①**大声を出すことによるリスク**、②**食事をする（マスクを外すこと）によるリスク**、③**参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・**必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク	エビデンス・実績	必要な感染防止策
大声を出す ○合唱（演者間の距離） ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による 演者間 の感染	○合唱（演者間の距離） ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション	○合唱（演者間の距離） ・演者やその家族の 体調・行動管理 ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた 適切な対人距離の確保 例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等 ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）
食事をする ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散	・食事時の飛沫飛散の実測	○映画館（別紙2） ・会話等の発声が生じていない実績 ・食事時の会話厳禁（注意喚起、監視体制等） ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等） ・食事時間の短縮 ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）
参加者の自由行動を伴う ・会場内での密接、密集の発生による 接触感染 、飛沫感染の増加可能性 ・固定席に比べ、 接触機会が増加	・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション ・感染防止策を講じた 実証実績	○野外ロックフェス、初詣（別紙4、5） ・移動時の適切な 対人距離の確保 （誘導人員の配置等） ・区画あたりの 人数制限 、ビニールシート等を用いた 対人距離の確保 ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止 ・大声が発生しないよう 注意喚起

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

【別紙8】

- イベントが**大規模化するにつれて、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれがある。**
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。



感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋外ラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料3-4 抜粋

【別紙10】

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



26. Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

(1) 入場者数の制限の考え方

- ① 緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域においては、上限 5,000 人もしくは収容率 50%の少ないほうを適用する。それ以外の地域においては、2020 年 9 月 19 日から 2021 年 2 月末まで、収容率 50%を上限とする。
- ② ビジターチームが緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない。
- ③ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1 席以上の間隔をあける。なお、5 名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける。
- ④ 緊急事態宣言が解除されたあとも、都道府県ごとに「まん延防止措置」による制限が継続する場合がある。クラブは、地域の感染状況、スタジアムの形状や特性、感染予防対策の実情等を踏まえ自治体と相談しながら大会運営にあたること。
- ⑤ 5,000 人もしくは 50%以下の少ないほうから来場人数の緩和にあたっては、[プロトコル 7（制限付きの試合開催）に定める段階的な緩和のための手続き](#)を踏むこと

* 入場可能数：[Jリーグスタジアム基準](#)に定めるホームゲーム開催時に使用可能な数

(2) 上限拡大の前提となる感染防止策

前項の政府資料【別紙 3】を徹底することが制限緩和の前提となる。なかでもサッカー興行の特性より、感染防止策の例を参考に、下記①～⑧を確実に実行する。

密回避ポイント	感染防止策の例
① アクセスや居酒屋での密回避	○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する ○ 観客に時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける ○ 警備会社と協力して、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける ○ 居酒屋：商店会と、来場予測を共有。安全に飲食店などを利用していただくための告知など、対策について協議する

	○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する ○ 警察：来場予測を共有し、警備計画を報告。混雑予防へのアドバイスを受ける
② スタジアム 入場時の 密回避	○ 待機場所をマーキングして距離を保つ ○ 来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる ○ 席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入場。また 30 分間隔で、エリア指定入場など） ○ 自由席のお客様は抽選で、入場時間帯を決める ○ 体温計測器を増設して、スピードアップ ○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ
③ スタジアム 退場時の 密回避	○ 試合終了時、一斉退場にならないよう、場内放送や大型映像で呼びかける ○ 退場時は使用するゲート数を増やし、ルートを選択肢を増やす ○ 選手インタビューを場内に提供することで、時差退場を促す ○ 席種（エリア）毎の時差退場を実施 ○ 試合終了後、スタジアム外周での飲食サービスを提供するなどタイミングをずらす ○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ
④ トイレの 密回避	○ 待機場所をマーキングして距離を保つ ○ 注意喚起のためのスタッフを配置 ○ (一社)日本トイレ協会の平均トイレ占有時間（小用で男性 31.7 秒、女性 93 秒）をもとに、混雑度合いを予測 ○ クラブとして平均占有率を計測している（ハーフタイム時男性 1 分、女性 5 分。待ち時間を含む）」

⑤ 売店の 密回避	○ 待機場所をマーキングして距離を保つ ○ 列誘導、注意喚起のスタッフを配置する ○ 狭い場所（コンコースなど）への出店をとりやめ ○ グッズ売店（テント内）に入るお客様を制限（5人以下、3～4組程度、など）
⑥ 試合中の 観客の行動 への介入	○ 通常の感染ルール・マナー違反への対応を、マスク未着用、ひどい声出し、指定された席に着席しないなどの感染リスクを伴うお客様にも適用する ○ 場内アナウンス、大型映像を使った対処
⑦ 接触確認ソ フト （COCOA など）利用 の呼びかけ	○ 公式サイト、SNS の活用 ○ 来場時の声かけ、貼り紙（2次元バーコード提供を含む） ○ 場内アナウンス、大型映像をつかった呼びかけ
⑧ その他	○ 場内に協力呼びかけの貼り紙を、多く貼る。スタッフからの声掛けも増やす ○ SNS を活用して、密を避けるよう呼びかける ○ 試合ごとに、この試合で感染者をださないことを、全スタッフで共有 ○ 使用しない座席に規制テープなどをはって、分かりやすくする ○ ガイドラインをもとにチェック用紙をつくり、もれがないようにする ○ 手指消毒の設置増 ○ スタッフの配置を決めて、試合前から巡回

XI. Jリーグ公式検査(一部抜粋)

2020年6月27日のJ2再開・J3開幕、7月4日のJ1再開に先だってJリーグは、選手、チームスタッフ、審判員等に、新型コロナウイルスへの感染の検査機会を提供する。これをJリーグ公式検査という。

27. 公式検査の目的

- (1) Jリーグが新たな感染源となってしまうリスクを抑える
- (2) 選手をはじめとする関係者が、少しでも安心して競技できる前提を整える
- (3) 検査手法や結果開示等を通じて、スポーツ界、医学界に貢献する

28. 公式検査の前提

- (1) 社会のニーズに対して、新型コロナウイルス検査の機会が、十分に供給されていること
- (2) 本検査を、医療に過大な負荷をかけることなく実施できること
- (3) 本検査は、無症状の者のスクリーニングであることから、保険対象外となる

29. 公式検査の中止

- (1) 社会全体の検査需給が逼迫したと判断される場合、公式検査を中止し、検査の機会を社会に提供することがある
- (2) 新型コロナウイルスのまん延が十分に収束したと判断される場合、公式検査を中止することがある

30. 公式検査の概要

- (1) 唾液検体によるPCR検査を、定例的に実施する
 - ・ クラブには2週間に一度、原則として金曜日に受検する
 - ・ 審判員は、週末のJリーグ試合を担当する際に、受検する
- (2) 選手やチームスタッフ等は、試合エントリーに先だって、Jリーグが指定する公式検査を受検し陰性判定を得ておく必要がある
- (3) 上記の定例的検査に加え、臨時の公式検査を実施することがある

31. Jリーグ検査センター（JCTC）

- (1) Jリーグ内に本検査を円滑に運用するための検査センターを設置し、JCTCと略称する
- (2) JCTCは一部業務を、医療に関する専門知識を有する企業に委託する

XII. 公式検査の実施(一部抜粋)

32. 検査の対象者

- (2) Jリーグ公式試合で競技する者を中心に検査する
 - ・ 選手
 - ・ チームスタッフ
 - ・ 審判員
 - ・ その他
- (3) Jリーグの公式検査を受け陰性判定を受けた選手・チームスタッフだけが、試合にエントリー（出場又はベンチに着席）できることとする
 - ・ チームドクターは例外とする
- (4) JJクラブは1度の検査毎に60人の枠を与えられる
 - ・ 検査対象者はクラブが決定する
- (5) 検査を受診する方には、あらかじめ同意書への署名を依頼する

33. 検体採取日、採取場所の調整

- (1) 隔週金曜日を軸としながら、次のような選択肢を設ける（第2回検査以降）

検体採取管理	採取日	採取場所	対象者	備考
ホームクラブ	隔週金曜日	クラブハウス	チーム分①	・ 原則1箇所採取・回収（60人分採取が基本）
	隔週の週末 試合日	スタジアム	チーム分②	・ ①で採取できない場合 ・ 結果が翌週水曜を超える場合あり
	毎週の週末 試合日		担当審判員分	・ 検査キットはホームクラブへ納品 ・ 審判員が自ら検体採取・梱包
ビジタークラブ	隔週金曜日	クラブハウス	チーム全員分	・ 60人分採取する ・ 木曜への調整可

- (2) 検体のデリバリー及び諸手続きについては別途定める

34. PCR 検査

- (1) PCR 検査はJCTCが委託する医療会社が選定した検査機関において実施する
- (2) PCR 検査に使用する試薬及び検査機関名は公表されない
- (3) Jリーグは検査の適切性について、感染症防止の専門家チーム・地域アドバイザーの指導を受ける

XIII. 検査結果の取り扱い(一部抜粋)

35. 検査結果の通知

- (1) 検査結果は検査機関から JCTC に報告される。ここでは個人情報はやりとしない
- (2) JCTC はクラブ及び審判員等に、検査結果を通知する

36. 検査結果と、試合エントリー資格の関係

- (1) 公式検査のうち、各試合に対して予め指定された検査（「指定公式検査」）において陰性判定を得ていることが、試合エントリーの条件となる
- (2) Jクラブまたは受検者の責に帰すべからざる事由により以下各号に定めるいずれかの場合に該当したために陰性の結果が得られない場合、当該 Jクラブは所定の方法により Jリーグに申請の上、エントリー資格認定委員会の判断を求めることができる。
 - ・ やむを得ない事情により指定公式検査の受検が困難である場合
 - ・ 指定公式検査において、受検不能、検査遅滞、検査異常等が生じたため検査結果が得られない場合
- (3) 前項に定める Jクラブから Jリーグへの申請は、各試合の指定公式検査の都度 Jリーグが指定する期限までに行われなければならない

37. Jリーグによる公式検査結果の発表は、[プロトコル 2](#) に定める

XIV. 国外競技会への出場に伴う対応

38. AFC Champions League（ACL）、FIFA Club World Cup（FCWC）出場クラブは、別途定める「アスリートトラック適用ガイドライン」に基づく追加的防疫措置により、帰国後 14 日間の自主隔離期間中のトレーニングおよび公式試合への出場が認められる場合がある

XV. シーズン始動時の留意点

39. クラブは、シーズン終了とともに別途通達される「シーズン始動にあたっての留意事項」（緊急事態宣言の発令を受け、2021 年 1 月 12 日更新）を遵守のうえ、チーム活動を始動する
40. チーム始動から開幕までのトレーニング
 - ・ 2020 シーズンの経験・知見を活かし、感染防止策を徹底しながらトレーニング・チーム活動を行う
 - ・ チーム始動時には、クラブが自主的にスクリーニング検査を実施することも推奨する

41. 開幕までの検査

- Jリーグはすべてのクラブに開幕前の検査機会を提供する
- キャンプ地へウイルスを持ち込まないために、クラブはキャンプ地へ移動する前に検査を受検することを必須とし、陰性が確認された者がキャンプ地への移動を可とする。次のキャンプ地へ移動する場合も同様とする
- 感染拡大防止・クラスター発生防止の観点から、キャンプ中にも1週間に1度の頻度で検査を実施する

42. キャンプ地の自治体・医療機関との連携

- キャンプ地の自治体と連携し、緊急時の医療機関が確保できる体制を整える

43. キャンプ期間中の活動

- キャンプ期間中の不要不急の外出は控える（特に外食は控える）
- キャンプ中においては、不特定多数の方と接触する恐れのある対面でのファンサービス（サインや写真撮影等）は厳に慎む
- キャンプ地における有観客/無観客は各キャンプ地自治体の方針に従う

44. キャンプ地におけるメディアの取材対応

- キャンプ地における取材については「2021 Jリーグ クラブキャンプにおける取材対応について」を遵守する
- 原則、選手とメディアの対面（選手との距離 2m 以内）での取材は控える。メディアが選手と対面取材を行う場合は、PCR 検査もしくは抗原定量検査での陰性確認を必須とする
- 対面取材を行わない場合（見学のみも含む）も、緊急事態宣言発出区域からキャンプ地へ入る場合や、緊急事態宣言区域のキャンプ地に入る場合は、メディアに対して可能な限り検査での陰性確認をお願いする

45. プレシーズンマッチ

- プレシーズンマッチを実施する場合は「2021 Jリーグプレシーズンマッチ実施要項」を遵守する。また、本ガイドライン「プロトコル 4」の定めに準ずる

46. イベント開催・出演

- 外部のイベントへ登壇・出演する場合は、当該イベントにおける感染防止対策が徹底されていること、共演者やスタッフ、参加者等の健康管理が適切にさされていること

- クラブがイベントを主催する場合は、政府から発出される「イベント開催制限」遵守することを前提とし、本ガイドライン「プロトコル7」の定めに準じ、動線の確保、不特定の参加者との交流や飲食をともにする交流は控える等、感染防止対策を徹底する

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル4：サッカーのトレーニング

XVI. トレーニング再開のフェーズ

47. トレーニングを4つのフェーズに分けます

- ①個人（在宅）、②個人（練習場）、③グループ、身体接触なし、④チーム及びTRマッチ

48. トレーニングのフェーズ選択は、各クラブにお任せします。地域の感染状況を考慮し、安全に十分に配慮した活動を行ってください

- 感染状況が悪化した際は、より厳しいフェーズに後退することも想定しております
- 選手、チームスタッフ、及び家族・同居者の健康モニタリングは、毎日欠かさず行ってください。行動記録も毎日作成し、モニタリングしてください
- チームトレーニングを再開する際は、Jリーグにご報告ください
- フェーズ4-②への移行時期は、Jリーグが決定します。2020年7月16日は、まだこのフェーズではありません

49. 公式試合再開日を4～5週間前に発表することで、地域差によるトレーニング進度の違いを緩和します

50. フェーズ1：在宅での個人トレーニング

TR 内容	・ 選手、監督・コーチが在宅のままトレーニングする ・ ビデオを使つての遠隔トレーニングも想定される
条件	・ 緊急事態宣言等で、外出自粛が要請されている ・ 選手本人が隔離を必要とする

51. フェーズ2：練習場での個人トレーニング

TR 内容	・ クラブの練習場を開放するが、選手は個人でトレーニング ・ 人と人の接触を最小限に保つ。クラブハウスは使用しない
参考事例	・ スペインは、同じピッチに最大6人までとしている ・ コンディショニング、フィジカル、ボールを使ったアナリティックトレーニング系 ➤ 5/8（金） https://youtu.be/NT9Gn91tzYE ➤ 5/10（日） https://youtu.be/AloYg3WiStY ➤ 5/11（月） https://youtu.be/f8O2OQmka18 ➤ 5/12（火） https://youtu.be/XxB4VAx-Sjk ➤ 5/13（水） https://youtu.be/XNIUZeWAFaQ

	➤ 5/14（木） https://youtu.be/N7tMsZYe-Q0 ➤ 5/15（金） https://youtu.be/_-raG-HP5oE
条件	・ 外出自粛要請の程度が緩やかで、練習場へ出向くことが許容されている

52. フェーズ3：グループ分けしてのトレーニング

TR 内容	・ クラブの練習場で、少人数（5～8人程度）のグループに分かれてトレーニング ・ グループは同じ選手で構成する。感染者が出たときの影響範囲を限定するため ・ 練習時間を分けるなどして、グループ同士の接触を最小限に保つ ・ クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
参考事例	・ ロンド。攻撃パターン TR 系。ただし Opposition（対人）無し ➤ 5/18（月） https://youtu.be/lA6u3rjaIU0 ➤ 5/19（火） https://youtu.be/w8BmODxIU48
条件	・ 国による緊急事態宣言が解除されている ・ 選手及びチームスタッフの直近 14 日間の体調や行動について、下記のように確認できること (1) 体調記録で確認 ① 新型コロナウイルス感染を疑う症状がない ② 家族・同居者に、新型コロナウイルス感染を疑う症状がない (2) 行動記録で確認 ① クラブの活動区域外への移動がない ② 家族・同居者に、クラブの活動区域外への移動がない ③ 新型コロナウイルス患者との濃厚接触がない

53. フェーズ4：チームトレーニング

フェーズ4のトレーニングに入る際は、Jリーグまでご一報ください。

TR 内容	・ チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ ・ トレーニングマッチの相手はJクラブに限定される ➤ シーズン再開後もJクラブに限定される ➤ 高校生、大学生等の練習生参加も、当分見合わせる ・ クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
条件	・ フェーズ2又は3の開始日から14日以上経過し、チームの感染状況が悪化していないことを確認できる

	地域の感染状況が悪化していないことを確認できる
--	---

54. フェーズ4 - ②：チームトレーニング（交流期）

2020年9月24日より適用します。

TR 内容	- チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ - トレーニングマッチの相手チームが十分な健康管理、行動管理をしていることを確認する - 毎日定時の検温と記録・管理。行動記録の作成・管理。感染可能性が高い場所・状況を回避するよう指導している - 高校生、大学生等の練習生が参加する場合、十分な健康管理、行動管理をしていることを確認する - コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手、保護者及び所属元に説明し、了解を得ていること - クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
条件	Jリーグが認めていること

XVII. トレーニング時の留意点

55. 選手の参加義務

- (1) フェーズ3以降のトレーニングで感染してしまうリスクをゼロにすることは、残念ながらできません
- (2) クラブには、フェーズ3以降のトレーニングに伴うリスクとその対処法を十分に選手に説明し、トレーニング参加への同意を得ることが求められます
 - 一人一人の選手との対話、全体でのビデオミーティングなど
 - 安全のために個人トレーニングを選択する、といったかたちで選手の意志を尊重してください

56. アカデミー選手

下記の条件をすべて満たしたアカデミー選手だけがトップの練習又は試合に参加できることとします（但しフェーズ4-②は、アカデミー選手以外の参加も可能）

- (1) トップ選手と同じ水準の健康管理、行動記録作成を、14日以上連続で実施している
- (2) コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手及び保護者に説明し、了解を得ていること

57. 特別指定選手

クラブに所属していない選手は、下記の条件をすべて満たした場合に限り、トップの練習又は試合に参加できることとします（但しフェーズ4-②は、特別指定選手以外の参加も可能）

- (1) 『特別指定選手の活動に関する覚書（契約内定選手）』を締結している
- (2) トップ選手と同じ水準の健康管理、行動記録作成を、14日以上連続で実施している
- (3) コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手、保護者及び所属元に説明し、了解を得ていること

58. トレーニング全体を通じて注意すること

- (1) 人と人の接触を減らす
 - ・ 同じ時刻に練習場に来る人数を減らす
 - ・ 同時に同じ部屋にいる人数を減らす
 - ・ 選手とスタッフの動線を分ける
- (2) 共通のモノを通じた接触を減らす、またはこまめに消毒する
 - ・ 用具、ドアノブ、エレベーターのボタン
- (3) 全員が感染防止マナーを守る
 - ・ 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）
 - ・ 咳エチケット（マスク着用を含む）
 - ・ 手洗い、手指消毒
 - ・ 不用意に自分の顔、とくに目・鼻・口などの粘膜、に触れない
 - ・ 握手、ハイタッチ、抱擁は禁止
 - ・ 唾吐きや大声を避ける
- (4) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等
 - ・ 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる

59. 練習場へのアクセス

- (1) 公共交通機関を利用しないことが、推奨される
- (2) 自家用車で一人ずつアクセスすることが、推奨される
- (3) 駐車場でも離れて駐車することが、推奨される

60. 練習場への入場

- (1) 到着時に体温チェックし、37.5度以上の者、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱

よりも高いことが明らかな場合は帰宅させる

- ・ 家族・同居人の健康状態にも留意（プロトコル1を参照）

(2) クラブ施設への入場者をコントロールする

61. 練習場での取材

(1) リーグ再開前から無観客試合の期間に取材を認める場合、下記のような厳格な感染対策をとる

- ・ 常時マスクを着用する
- ・ 選手・チームスタッフと、報道関係者の動線を分ける
- ・ オンライン取材や取材場所を屋外などに限定し、常に社会的距離（できるだけ2m、最低1m）をとる
- ・ 入場前に体温測定し、37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は練習場から退去していただく
- ・ 取材者とその家族・同居者が、直近14日間にコロナ感染症の疑い症状（発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常）を起こしていないことを、宣誓する
- ・ 緊急時の連絡先をご提出いただく

62. ファン・サポーターへの練習の公開

(1) リーグ再開前から無観客試合の期間は、非公開とする

(2) 公式試合が無観客から観客ありに移行する1週間前から、公開可とする

- ・ 選手・チームスタッフと、ファン・サポーターの動線を分ける
- ・ 入場前に体温測定し、37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は練習場から退去していただく
- ・ ファン・サポーターとその家族・同居者が、直近14日間にコロナ感染症の疑い症状（発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味や臭いの異常）を起こしていないことを、宣誓する
- ・ 緊急時の連絡先をご提出いただく

63. クラブハウスの使用

(1) クラブハウスの使用はフェーズ3（グループ練習）以降とする

(2) クラブハウス内の動線を工夫して、人と人の接触を減らす工夫をする

64. マスク等の着用

- (1) 選手：練習中以外は常時着用
- (2) 監督・コーチ等：常時着用。練習中もできるだけ着用（特にフェーズ3まで）
- (3) 医療スタッフ（ドクター、トレーナー、マッサー、フィジオ等）
 - ・ 感染の危険度が高い場合、マスク、手袋に加え、ガウンまたは代用品による防護等を検討
- (4) その他スタッフ：常時着用
- (5) [「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント](#)（厚生労働省 2020年5月29日）

高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

65. 手指消毒の設置

- (1) 練習場の入口に設置する
- (2) クラブハウスを使用する場合、諸室にそれぞれ設置する
- (3) ピッチ上にも手指消毒ポイントを設ける

66. 選手の着替え、洗濯（状況に応じて感染リスクに対応する）

- (1) ドイツ等：選手は着替えた状態で練習場に到着し、そのまま帰宅する。洗濯は各自が行う
- (2) イングランド等：選手は着替えた状態で練習場に到着し、翌日の練習着を受け取って帰宅する。帰宅後、汚れたウェアを袋に入れ、翌日の練習場で洗濯に出す（洗濯係がウェアに直接触れない）
- (3) 雨天時等の練習後の着替え、自家用車内等を許容
- (4) ウイルスは洗剤によって除菌（ウイルス）されます

67. 練習場のシャワー

- (1) フェーズ2では、練習場のシャワーは使用しない
- (2) フェーズ3以降、感染防止に留意しながら使用する
 - ・ 一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保する
- (3) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ2m、最低1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に

触ることがないように注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。[風呂水専用塩素剤](#)等の仕様も検討する。

参考：[浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン](#)

- (4) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないように注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する

68. 練習前後のミーティング

- (1) ビデオミーティングで済ませ、対面では実施しない
- (2) 実施する場合は屋外で、短時間で実施。マスクを着用。社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）をとる
- (3) ラリーガ「コーチングスタッフは翌日の TR メニューを前夜に選手に送付し、ピッチ上での TR 内容の説明を省き、密接な距離を避ける」

69. 練習場での選手の治療、マッサージ

- (1) トレーナーの選手対応はフェーズ 2 から。マスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応
 - ・ 手袋の手配が難しい場合等、1 行為 1 手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）をしっかりと行う
- (2) 各トレーナーが一つのグループに対応することが望ましいが、チーム事情を勘案する
- (3) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
- (4) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

70. ジムの使用（フェーズ 3 以降）

- (1) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- (2) 器具は使用のたびに消毒する
- (3) 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない
- (4) 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』

71. グループ・トレーニングの設計

- (1) 5～10 人程度のグループに分かれてトレーニングする
- (2) 練習時間をずらし、別グループとの接触を避ける
- (3) グループはいつも同じとする（濃厚接触者数を減らす）

72. ピッチ上での対人接触回避

- (1) フェーズ3 までは、身体接触のない、選手間の距離（できるだけ 2m、最低 1m）をとる
トレーニング計画とする
- (2) ボール等、用具を介した感染可能性はゼロでない
 - ・ 適宜の消毒が推奨される（ドイツ、イングランドで実施）
 - ・ 不用意に自らの顔（とくに目・鼻・口といった粘膜部）に触れることを避ける

73. 練習時の飲水、暑熱対策

- (1) 一人一人の専用容器から飲水する
 - ・ 使い終わった容器は破棄する（紙コップやペットボトルを使用した場合）
 - ・ 飲水ボトル共用の場合、たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある
- (2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭くことは行わない
- (3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

74. 練習場での食事

- (1) 練習場での食事は望ましくない。食事を提供したい場合、一人分ずつパッケージにして、選手が持ち帰る
- (2) 練習場で食事する場合、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保し、対面は避け、会話せず食事する。食事は一人分ずつセットする
- (3) ビュッフェ形式は、個人専用トングを用い大皿に唾液が飛ぶような会話などないように留意する等の場合に限り、許容される

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル 5：チームの移動、宿泊

XVIII. チームの都市間移動

75. 都道府県をまたぐ移動

- (1) 緊急事態宣言が解除され都道府県をまたぐ移動が認められることが、Jリーグ再開の前提となる
- (2) 都道府県をまたぐ移動の制約が残る場合、次のような手段が検討される
 - ・ ホームとアウェイの入れ替え
 - ・ 中立地等での開催
 - ・ その他
- (3) 2020年6月27日（J2・J3）、7月4日（J1）の再開・開幕においては、現行大会方式で、近隣クラブとの対戦を優先してすべての対戦カードを組み替える

76. 飛行機、新幹線

- (1) 考え方
 - ・ 欧州ではチャーター便を義務づける例がある
 - ・ Jリーグのチームは常に健康状態をモニタリングしている集団であり、チーム単位での移動は安全性が高いと言える
- (2) 航空機内は、空気が約3分ですべて入れ替わる換気のよい空間。また当面、機内での距離をとった運用になるとされる
 - ・ [新型コロナウイルスに関する JAL グループの対応](#)
 - ・ [ANA の取り組み](#)
- (3) 新幹線の車内も、6～8分ですべての空気が入れ替わる
 - ・ [JR 東日本「新幹線・在来線特急車両の車内空気循環について」](#)

77. バスによる長距離移動

- (1) バス会社への事前の依頼事項
 - ・ 事前の車内消毒
 - ・ 運転手の体調管理。マスク、手袋着用
- (2) バス車内での社会的距離
 - ・ 欧州ではバス内の人数を減らすため、複数台での移動を義務づけています（1台25人

まで等)。とくにバス移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、ご検討ください

(3) その他の注意事項

- ・ バス内ではマスクを着用します
- ・ 窓を開けて、換気します。1 時間につき 3 回の換気が推奨されます
- ・ サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に資する行動をとってください

XIX. チームの宿泊

78. 宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らすよう、工夫してください

- (1) 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討してください
- (2) チーム専用の入り口、動線、エレベーター等を設置できないか、検討してください
 - ・ 動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することでの“専有化”も検討
- (3) 食事会場はチーム専用としてください
- (4) チームが使用する部屋は事前に消毒、換気します（宿泊施設への依頼）
- (5) 連泊する場合の客室の清掃
 - ・ チームの不在時に清掃します。または、清掃しないことも選択肢となります

79. 手指消毒液の設置

- (1) チームが訪れる各所に手指消毒液を設置してください
 - ・ 食事会場
 - ・ マッサージルーム
 - ・ ミーティングルーム
 - ・ 廊下（フロア等を専有する場合）
 - ・ その他

80. チームの行動規範

- (1) 自室以外ではマスクを着用します
- (2) エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れないようにします
- (3) ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らないようにします

81. 部屋割り

- (1) 原則、一人一部屋とし、部屋間の往来を禁止します。但し、下記を満足する場合、二人部屋が許容されます
 - ・ キャンプ前に PCR 検査を受検し、その後も隔週ペースで検査する（リーグは公式検査の提供を検討する）
 - ・ 宿泊施設をフロア単位で貸し切るなど、一般客との動線を分離できる
 - ・ 十分な広さのツインルームであること
- (2) 部屋の換気を良くしてください。室内の湿度として 50～60%が推奨されます

82. マッサージルーム

- (1) 室内を混雑させないように留意します。また換気を良くしてください
- (2) 順番が来るまで室内に立ち入らないようにします
- (3) マスク、手袋等を用いて、感染を予防してください
- (4) トレーナーは、マスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応します
 - ・ 手袋の手配が難しい場合等、1 行為 1 手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）をしっかりと行います

83. 食事

- (1) 選手の席は 1.5～2m の距離をあけてください。向かい合わせの配席は不可です
 - ・ 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらします
- (2) 食事は一人ずつ取り分けた状態で用意します（ドイツ・ブンデスリーガのプロトコル）
 - ・ この場合、食事中、宿泊施設の方は部屋にいないようにします。片付けはチームが退出したあとに行います
- (3) ビュッフェ形式は、個人専用トングを用い大皿に唾液が飛ぶような会話などないように留意する等の場合に限り、許容されます
 - ・ 十分に健康管理している宿泊施設スタッフが専任で食事を取り分ける方式も、許容されます

84. ミーティング

- (1) 可能な限り、ビデオ会議（バーチャル/ミーティング）をご検討ください
- (2) リアルで実施する場合、部屋の換気に留意してください。監督、コーチ、選手が 1.5～2m の距離をとって着席してください

XX. スタジアムへの移動

85. スタジアムへの到着

- (1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する
- (2) ホームチームが自家用車で到着することは、無観客試合において容認される。事前に Jリーグに報告する

86. バス利用に際して

- (1) マスクを着用する
- (2) 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開ける
 - ・ 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される

87. 移動中の食事

- (1) 感染及び濃厚接触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される。

理由は、

- ・ 電車又はバスの車内は手狭
- ・ 食事の際、マスクを外すことになる

- (2) 移動中に食事をとらざるを得ない場合、感染防止に十分配慮する。

例えば、

- ・ 車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない
- ・ 車内の換気に留意する
- ・ 食事をする者以外は、マスクをする
- ・ 食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）
- ・ 食事は、できるだけ短時間で済ませる

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル 6：無観客での試合開催

XXI. スタジアムのゾーニング

88. 目的

- (1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える
- (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する
- (3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する

89. 3つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う

- (1) ゾーン 1：競技関連
 - ・ ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む）
 - ・ 選手入場口
 - ・ 選手及び審判員の更衣室
- (2) ゾーン 2：運営・メディア関連
 - ・ 運営諸室
 - ・ 記者席を含むスタンド
- (3) ゾーン 3：スタジアム外縁（指定管理エリア）

90. ゾーン毎の来場者と、来場人数 別途定める

91. 来場をご遠慮いただく方

- (1) ファン・サポーター
- (2) 来賓
- (3) パートナー/スポンサー企業
- (4) マスコット
- (5) 選手、関係者の家族
- (6) 選手仲介人・代理人、マネジメント
- (7) サプライヤー
- (8) 他クラブのスカウティングスタッフ
- (9) その他、上記のゾーン別計画に規定されていない人
 - ・ 但し、ホームクラブのベンチ外選手が来場し、ゾーン 2 にとどまることは認められる

92. JFA、47FA、Jリーグ関係者

- (1) JFA の代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと Jリーグに届け出ることとする
- (2) JFA、Jリーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと Jリーグに届け出ることとする
- (3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする

93. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる

- (1) 来場時刻を記録する
- (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する

XXII. 会場運営

94. 来場者全員に求められること

- (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
 - ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 握手、抱擁などは行わない
- (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- (4) マスクを着用する（プレー中の選手等を除く）
- (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

95. 衛生担当者の設置

- (1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る
 - ・ プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する

96. スタジアムの衛生管理

- (1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する

- (2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- (3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合開始後など、人が居ないときにもう一度消毒する
 - ・ チーム到着のより遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい
- (4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため

97. スタジアムへの入退場の管理

- (1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う
 - ・ 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所限定し、管理を徹底している
- (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする
 - ・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する
- (3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する
- (4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする
 - ・ 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う
- (5) すべての入口に手指消毒液を設置する

98. ゾーン毎の動線管理

- (1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
- (2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

99. エアコン、ミストファン

- (1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないように留意する
- (2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない

100. ジャイアントスクリーン、場内放送の運用

- (1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する
 - ・ 操作室では必ずマスクを着用する
- (2) Jリーグの試合実施要項〔スタジアムにおける告知等〕に定める告知の実施については、

クラブが判断してよい。但しクラブのパートナーを告知する場合、2020 Jリーグパートナー紹介 VTR を告知することとする

101. 喫煙所は設置しない

102. スタジアム内外の掲出及び装飾

- (1) ホームクラブが管理するものに限り、スタジアム内外に掲出できることとする
 - ・ スポンサー看板、バナー等は掲出可能。スタンド内への広告掲出も可能
 - ・ 「段ボールサポーター」企画等の制作物は設置可能
 - ・ 掲出、設置等の作業は、クラブスタッフが実施すること
- (2) ファン・サポーターによる横断幕の掲出は、制作・受け渡し時等における感染防止の観点から、クラブが預かって掲出することを含めて、行わないこととする

XXIII. メディア及び中継制作・送信

103. 来場者全員に求められること

- (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
- (2) 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- (3) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- (4) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (5) 握手、抱擁などは行わない
- (6) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- (7) マスクを着用する
- (8) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

104. Jリーグ試合取材における必須事項

- (1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブと Jリーグ に申請する
- (2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取材を可とする
- (3) 取材活動が許可されたメディアは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問

診表を記入し事前に提出する。(または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う)

- (4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。

105. スタジアム内の対応について

- (1) スタジアムでのメディア受付開始時刻は以下の通りとする。
- ・ 記者／フォトグラファー／TV クルー（試合開始 60 分前～）
- (2) 各メディアは受付終了後、所定の取材位置へ速やかに移動することとし、控室の使用は禁止する。
- (3) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。

106. 記者席での取材活動について

- (1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、隣の記者との間隔をできるだけ 2m、最低 1m あけて着席することとする。また J クラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。

107. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について

- (1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、J クラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ 2m、最低 1m あけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。
- (2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア（Jリーグ及びJクラブ）のみ撮影を許可する。
- (3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。

108. 試合終了後の対応について

- (1) 監督記者会見及び選手の取材は対面では行わず、WEB 方式にて実施する。
- (2) すべてのメディアは試合終了後 1 時間以内にスタジアムを退出する。

109. 中継制作・送信のスタッフ

- (1) Jリーグ公式及びすべてのライツホルダースタッフは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。

- (2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場不可とする。
- (3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。
- (4) ゾーン 1 にアクセスできるスタッフを制限する。

110. 中継体制と撮影について

- (1) 感染・拡散防止策として J リーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数及びカメラ設置場所の管理・制限をし、J リーグ・当該クラブは把握をする。
- (2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数及びカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、J リーグ・ホームクラブへ申請をする。カメラの設置場所は J リーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。
- (3) 原則、選手・監督から 2 メートル以上離れて撮影をする。
- (4) 試合前の入場セレモニー等の撮影は J リーグ公式のみ可能とする。
- (5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い場所での撮影は自粛する。
- (6) インタビューは対象者から 2 メートル離れて撮影をする。
- (7) インタビューは J リーグ公式のみ実施可能とする。

XXIV. チーム、審判員、及び競技

111. スタジアムへの到着

- (2) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する
- (3) ホームチームが自家用車で到着することは、無観客試合において容認される。事前に J リーグに報告する
- (4) バス利用に際して、以下の点に留意する
 - ・ マスクを着用する
 - ・ 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する
 - ・ 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される
- (5) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する

112. 試合当日の体温測定

- (1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する
- (2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する
- (3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する
- (4) 37.5 度以上の者、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかなる者がいた場合、次のように処置する
 - ・ スタジアムに来場しない
 - ・ タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す
 - ・ クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う
 - ・ 疑い症状がない場合、適切に経過観察する

113. チーム及び審判員全員に求められること

- (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
 - ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない
- (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- (4) マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）。特にベンチの中やハーフタイム中も不用意に外さない
- (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う
- (6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等
 - ・ 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる

114. 更衣室（チーム及び審判）

- (1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
 - ・ 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等）
 - ・ 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする

- (2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分）
- (3) 更衣室内では、必ずマスクを着用する
- (4) タオル、飲水ボトル等を共用しない
- (5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- (6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないように注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。[風呂水専用塩素剤](#)等の仕様も検討する。

参考：[浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン](#)

- (1) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないように注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する

115. 選手の治療、マッサージ

- (1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応
- (2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
- (3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

116. 競技用具、備品の消毒

- (1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する
- (2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する

117. ボールパーソン、担架要員

- (1) 無観客試合でのボールパーソン、担架要員は、できるだけホームクラブ職員が担当する
- (2) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする
 - ・ 試合実施要項の〔試合球〕の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される

118. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは、実施しない

119. 競技規則、試合実施要項等の適用

- (1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する
- (2) 原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない

120. 試合開始前のウォームアップ

- (1) 室内練習場の使用
 - ・ 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
 - ・ 換気に留意する
- (2) ジムを使用する場合、次の点に留意する
 - ・ 社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する
 - ・ 器具は使用のたびに消毒する
 - ・ 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない
 - ・ 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』
- (3) ピッチ上でのウォームアップ
 - ・ 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
 - ・ 審判員はマスクをしなくてよい

121. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック

- (1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用

122. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ

- (1) 入場前の混雑を防ぐため、両チーム及び審判団はそれぞれに入場する
- (2) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは行わない
- (3) 握手セレモニー、ペナント交換、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等は行わない
- (4) チームの集合写真撮影は認められる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこと
- (5) コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこととする
- (6) ピッチ上で円陣を組むことは、行わない

123. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出

- (1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される
- (2) 下記のような演出は容認される
 - ・ 演出によるスタジアムへの来場者増がなく、また演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ
 - ・ 試合前キャプテンが、マッチデースポンサーのボードをもって、写真撮影
 - ・ 試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる

124. チームベンチ

- (1) 1 席空けて座る
- (2) 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審及び両チームで事前に合意した場所で待機
- (3) ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい
- (4) 不要な会話・接触は控える
- (5) 指笛は控える
- (6) [「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント](#)（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

125. 試合中の飲水、暑熱対策

- (1) 飲水ボトルの共用を避ける
 - ・ たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある
- (2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭くことは行わない
- (3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける
- (4)

126. ゴールセレブレーション

- (1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する

127. ハーフタイム

- (1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する
- (2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される

- (3) ボールを消毒する

128. 試合終了時のセレモニー

- (1) 両チームと審判団がピッチ中央に集まることは行わない
- (2) チームとして集まって自宅等で観戦しているファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁は行わない
- (3) 選手、チームスタッフ、審判員は、各自で更衣室に戻る

129. ドーピングコントロール

- (1) J 検査当日の徹底事項
 - ・ 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する
 - ・ 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する
 - ・ 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する
 - ・ 換気することが可能な場所においては、換気を行う
 - ・ 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと

参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト
[「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」](#)

XXV. スタジアム外でのファン・サポーターの集結を防ぐ

130. ファン・サポーターへの事前のご案内

- (1) 無観客試合は、新型コロナウイルスに対する社会全体の警戒度合いを、段階的に解除していく過程で採用される試合方式です
- (2) この段階では、無観客であれば J リーグ試合を安全に開催できることを、社会に向けて実証することが重要です
- (3) 無観客試合の際、ファン・サポーターの皆さまが三つの密をつくってしまうおそれがないことを示していただくことで、すみやかに次のステップに進むことが出来ます
- (4) 上記の観点より無観客試合においては、ファン・サポーターの皆様が自主的に作成された横断幕のスタジアム内外への掲出は、禁止とさせていただきます
- (5) どうぞご協力をお願いします
 - ・ スタジアムまたはその周辺に来場しない

- できるだけ家にとどまって、モバイル機器、テレビを通じて応援する
- 友人と一緒にテレビ観戦する場合も、対面にならず、会話を減らし、マスクをして、社会的距離を確保する

(6) 上記 (4) (5) が遵守されない場合、試合延期措置等を検討することも考えられます

131. 無観客試合では、パブリックビューイングは禁止される

XXVI. 試合会場の設営、撤去

132. 参加者全員に求められること

- (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 握手、抱擁などは行わない
- (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- (4) 手洗い、手指消毒をこまめに行う
- (5) マスクを着用する
- (6) [「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント](#)（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

133. 衛生担当者

- (1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする

134. 試合日以外に設営作業を行う場合

- (1) 作業開始前に体温を測定する。37.5 度以上の方、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は参加できない
- (2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する
 - 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく
- (3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する
 - 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい

- (4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

135. 撤収作業

- (1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する
 - ・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル7：制限付きの試合開催

XXVII. 制限の考え方

136.各プロトコルの運用（2021年2月8日時点）

プロトコル7に記載の全てのカテゴリで厳戒態勢を適用する。ただし、緊急事態宣言下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域においては、チケットティング、ファン・サポーターのプロトコルは超厳戒体制を適用する。

緊急事態宣言を受けた対応（2021年2月8日 改定） 拡大版は[こちら](#)

<緊急事態宣言対象区域におけるイベント開催制限>

- 対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県（2月2日栃木県解除）
- 対象期間：2021年3月7日（日）まで（従前：2月7日まで）
- 人数上限：5,000人、かつ、50%以下（1席空けで可）
- イベント開催時刻：20時までの営業時間短縮の働きかけ
- 酒類の提供：11時から19時まで

<試合開催方針>

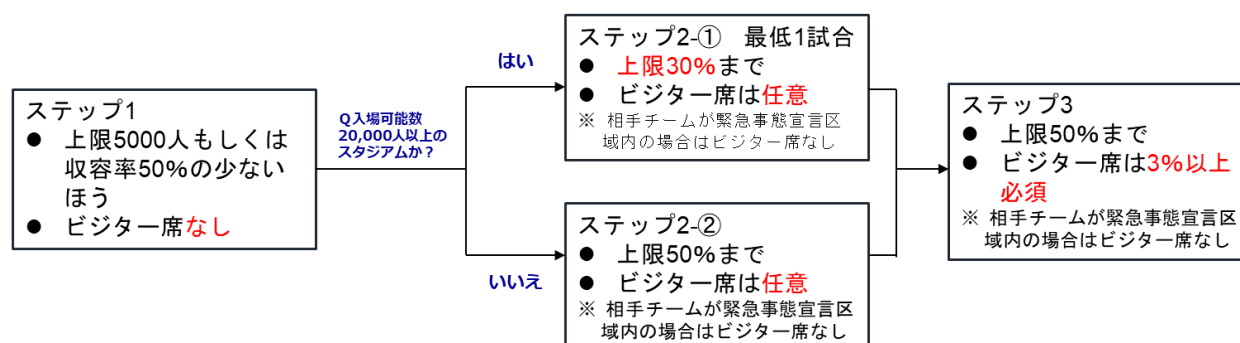
- 今回の緊急事態宣言およびその延長に伴い、緊急事態宣言対象区域に指定された都府県で開催する試合については、政府より通達されたイベント開催制限に則り、試合を開催する
- 緊急事態宣言対象区域の自治体（独自の緊急事態宣言を発出している都道府県含む）より、県境をまたぐ移動制限の要請が出されている都道府県もあることから、ホームもしくはアウェイクラブが緊急事態宣言対象区域の場合においては、ビジター席の設置を控えることで、緊急事態宣言区域への人の移動および緊急事態宣言区域からの人の移動による感染拡大の防止に努める

緊急事態：緊急事態宣言対象区域、**緊急事態以外**：緊急事態宣言対象区域以外

No.	ホーム	アウェイ	チケット プロトコル	人数上限	ビジター 席	キックオフ 時刻	アルコール 販売	考え方
①	緊急事態	緊急事態 もしくは 緊急事態 以外	超厳戒態勢	5,000人 かつ 50%以下	設置なし	18時以前 (20時試合 終了)	可 19時まで	- 緊急事態宣言区域での試合 →人数上限5,000人、かつ、50%以下 - 緊急事態宣言区域への人の移動による感染拡大防止 - ホーム側の観客席数確保 →ビジター席の設置なし
②	緊急事態 以外	緊急事態	厳戒態勢	50%	設置なし	—	可	- 緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限50% - 緊急事態宣言区域からの人の移動による感染拡大防止 →ビジター席の設置なし
③	緊急事態 以外	緊急事態 以外	厳戒態勢	50%	設置あり	—	可	緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限50%

- 緊急事態宣言対象区域であっても自治体からより厳しい要請があった場合、上記より厳しい条件とすることも可能とする
- 緊急事態宣言対象区域以外であっても、自治体が独自の緊急事態宣言を出している場合には、緊急事態宣言区域に準ずる条件とすることも可能とする
- 緊急事態宣言対象区域が解除された都道府県のイベント開催制限は、自治体と協議の上、段階的な緩和につとめることが、政府の方針にも明記されている

段階的な緩和のステップ（緊急事態宣言解除後の対応）



137. 段階的な緩和のための手続き

1. 緊急事態宣言解除が確認されたのち、5,000 人上限から 50%上限へと緩和するにあたり入場可能数が 20,000 人以上のスタジアムで開催する場合は、下記の段階的な緩和のステップを踏むこと。
ステップ 1（現状）：上限 5,000 人もしくは収容率 50%の少ないほうとし、ビジター席はなし。
ステップ 2：30%上限（最大 1 万人）での運営を 1 試合以上行い、ステップ 3 へ移行する。ビジター席は任意とする。
ステップ 3：50%を上限とし、ビジター席は原則 3%以上を設置する
2. 入場可能数 20,000 人未満のスタジアムで開催する場合も、段階的な緩和策として、ステップ 3 へ移行する前にステップ 2（ビジター席を任意とする）を踏むことができる。
3. ステップ 2 から 3 への移行時には、安全（ガイドラインを遵守できること）を確認する。ステップアップを希望するクラブは試合終了後、Jリーグに感染対策レポートを提出する。
試合翌日の 14 時を提出期限とする。専用フォームを使用する。
レポートが未提出の場合や、提出された内容や運営に著しく改善を要する内容が含まれていた場合、Jリーグはステップアップを保留する場合がある。ステップアップを保留する場合は、レポートの受理後、原則 2 営業日以内に当該クラブへ通知する。
4. ステップ 2 におけるビジター席の設置はクラブ任意とする。ただし、ビジターチームが緊急事態制限区域にある場合は設置しない。
5. ステップ 3 へ移行する際には、必ずビジター席を設ける。ビジター席数は、発売チケット数の 3%を下限とする。ただし、ビジターチームが緊急事態制限区域にある場合は設置しない。
6. 緊急事態宣言解除後も、自治体によってまん延防止等重点措置が講じられる場合などで上記の緩和ステップよりも厳しい基準が設けられることがある。その場合は自治体の基準が優先される。該当する場合は Jリーグへ報告すること

XXVIII. チケット팅

チケット팅 ※下線は「超厳戒体制時」と「厳戒体制時」の相違点

※太枠が現在適用している制限

超厳戒態勢時 (強い制限)	厳戒態勢時 (緩和された制限)
・政府方針に則り運用 1. 周囲との間隔 前後左右 1 席以上の間隔を空ける 2. <u>5,000 人、もしくは 50%の少ないほうを上限とする</u> 3. <u>厳戒態勢へ緩和する際には「141.段階的な緩和のための手続き」に定めるステップを踏む</u> 4. 席割はクラブにて決定する 5. <u>ビジター席は設置しない</u> 6. チケット販売は下記の通りとする ・ 1 試合毎の販売 ・ 販売期間は 2 週間程度 ・ <u>一般発売有無はクラブにて決定する</u> ※ クラブは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る ※ 入場可能数の上限には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準拠することを条件に設置可とする ※ 総合案内所は、感染対策（マスク着用は義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお	・政府方針に則り運用 1. 周囲との間隔 前後左右 1 席以上の間隔を空ける 2. 上限は入場可能数の 50%までとする 3. 席割はクラブにて決定する 4. <u>ビジター席を設置する（発売チケット数の 3%を下限とする）。ただし、ビジターチームが緊急事態宣言区域にある場合は、設置なしとする</u> 5. チケット販売は下記の通りとする ・ 1 試合毎の販売 ・ 販売期間は 2 週間程度 ・ <u>一般発売は有りとする</u> ※ クラブは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る ※ 入場可能数の上限には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準拠することを条件に設置可とする ※ 総合案内所は、感染対策（マスク着用は義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお客様の間のビニール設置についてはクラブ判断）

客様の間のビニール設置についてはクラブ判断)をした上で、設置可とする ※ 入場時の体温測定で 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる。またクラブの公式サイトなどで適宜広報する	をした上で、設置可とする ※ 入場時の体温測定で 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる。またクラブの公式サイトなどで適宜広報する
---	---

XXIX. スタジアムのゾーニング

スタジアムのゾーニング	
超厳戒態勢時 (強い制限)	厳戒態勢時 (緩和された制限)
1. 目的 (1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する (3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する 2. 3つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う (1) ゾーン 1：競技関連 - ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む） - 選手入場口 - 選手及び審判員の更衣室 (2) ゾーン 2：運営・メディア関連 - 運営諸室	1. 目的 (1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する (3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する 2. 3つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う (1) ゾーン 1：競技関連 - ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む） - 選手入場口 - 選手及び審判員の更衣室 (2) ゾーン 2：運営・メディア関連 - 運営諸室

・ 記者席を含むスタンド (3) ゾーン 3 : スタジアム外縁 (指定管理エリア) 3. ゾーン毎の来場者と、来場人数 (1) 上限人数は設けない (2) 「ゾーン 1 : 競技関連」への来場者を <u>限定する (人数は別途定める)</u> 4. <u>来場をご遠慮いただく方</u> (1) <u>選手、関係者の家族</u> (2) <u>選手仲介人・代理人、マネジメント</u> (3) <u>サプライヤー</u> (4) <u>他クラブのスкауティングスタッフ</u> 5. JFA、47FA、Jリーグ関係者 (1) JFA の代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと Jリーグに届け出ることとする (2) JFA、Jリーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと Jリーグに届け出ることとする (3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする 6. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場	・ 記者席を含むスタンド (3) ゾーン 3 : スタジアム外縁 (指定管理エリア) 3. ゾーン毎の来場者と、来場人数 (1) 上限人数は設けない (2) 「ゾーン 1 : 競技関連」への来場者は <u>最小限になるようにする</u> 4. <u>「ゾーン 1 : 競技関連」へのアクセスをご遠慮いただく方</u> (1) <u>選手、関係者の家族</u> (2) <u>選手仲介人・代理人、マネジメント</u> (3) <u>サプライヤー</u> 5. JFA、47FA、Jリーグ関係者 (1) JFA の代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと Jリーグに届け出ることとする (2) JFA、Jリーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと Jリーグに届け出ることとする (3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする 6. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場
--	--

者全員の連絡先を把握しておく。その際、
個人情報を適切に管理する

者全員の連絡先を把握しておく。その際、
個人情報を適切に管理する

XXX. 会場運営

会場運営	
超厳戒態勢時 (強い制限)	厳戒態勢時 (緩和された制限)
1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる - 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する（プレー中の選手等を除く） (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. 衛生担当者の設置 (1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る - プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨	1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる - 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する（プレー中の選手等を除く） (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. 衛生担当者の設置 (2) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る - プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨

指示する	指示する
3. スタジアムの衛生管理 (1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する (2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する (3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合の前半中にもう一度消毒する チーム到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい (4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げするため	3. スタジアムの衛生管理 (1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する (2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する (3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合の前半中にもう一度消毒する チーム到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい (4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げため
4. スタジアムへの入退場の管理（関係者） (1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う - 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所に限定し、管理を徹底している (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする - 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する (3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する	4. スタジアムへの入退場の管理（関係者） (1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う - 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所に限定し、管理を徹底している (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする - 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する (3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する

(4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする - 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う (5) すべての入口に手指消毒液を設置する 5. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター） (1) 待機列が「密」にならないよう工夫する（ワンタッチパス：来場記録付与用の端末設置場所も含む） 例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ (2) 入場時に体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする - 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する - 入場をお断りするお客様の連絡先を把握しておく (3) 手荷物検査は、お客様に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には触らない (4) ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらう（QR チケットでの入場を実施するクラブは、ワンタッチパスの端末で認証） (5) 飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する	(4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする - 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う (5) すべての入口に手指消毒液を設置する 5. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター） (1) 待機列が「密」にならないよう工夫する（ワンタッチパス：来場記録付与用の端末設置場所も含む） 例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ (2) 入場時に体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする - 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する - 入場をお断りするお客様の連絡先を把握しておく (3) 手荷物検査は、お客様に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には触らない (4) ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらう（QR チケットでの入場を実施するクラブは、ワンタッチパスの端末で認証） (5) 飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する
--	--

(6) <u>お客様への配布物は禁止とする</u>	(6) <u>お客様への配布物がある場合、不特定多数の方が触れないように管理し、定期的に手指消毒をしたスタッフが配布する</u>
6. ゾーン毎の動線管理 (1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する (2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する	6. ゾーン毎の動線管理 (1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する (2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する
7. エアコン、ミストファン (1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないように留意する (2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない	7. エアコン、ミストファン (1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないように留意する (2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない
8. ゾーン毎の動線管理 (1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する (2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する	8. ゾーン毎の動線管理 (1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する (2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する
9. ジャイアントスクリーン、場内放送の運用 (1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する 操作室では必ずマスクを着用する (2) Jリーグの試合実施要項〔スタジアム	9. ジャイアントスクリーン、場内放送の運用 (1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する 操作室では必ずマスクを着用する (2) Jリーグの試合実施要項〔スタジアム

における告知等] に定める事項は、通常通り実施する (3) ホームクラブ独自の告知事項等は、普段の試合と変わらず、容認される 10. 場内/場外売店 (1) <u>飲料のみ（アルコールは除く）販売は</u> (2) <u>容認される。ただし、ビン・カン・ペットボトル等既製品のみとする。</u> (3) 販売員は、マスク・手袋を着用する 11. 場内/場外イベント (※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む) (1) イベントの開催は全て禁止される (2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティングは不可 12. <u>喫煙所は設置しない</u> 13. 退場時（ファン・サポーター向け） (1) 「密」にならないよう工夫する	における告知等] に定める事項は、通常通り実施する (3) ホームクラブ独自の告知事項等は、普段の試合と変わらず、容認される 10. 場内/場外売店/チケット販売所 (1) <u>飲食・グッズの販売・当日券販売は容認される。アルコール販売は容認されるが、緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域において、提供は 11 時から 19 時までとする。</u> • <u>提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。</u> • <u>提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。</u> (2) 販売員は、マスク・手袋を着用する 11. 場内/場外イベント (※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む) (1) イベントを開催する場合は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること (2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティングは不可 12. <u>喫煙所は場所と時間制限付きで設置できる</u> (1) <u>社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること</u> 13. 退場時（ファン・サポーター向け） (3) 「密」にならないよう工夫する
---	--

例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ	例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ
-----------------------	-----------------------

XXXI. メディア及び中継制作・送信

メディア及び中継制作・送信	
超厳戒態勢時 (強い制限)	厳戒態勢時 (緩和された制限)
1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. Jリーグ試合取材における必須事項 (1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブと Jリーグに申請する (2) 取材活動ができる人数制限を設け、取	1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. Jリーグ試合取材における必須事項 (1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブと Jリーグに申請する (2) 取材活動ができる人数制限を設け、取

材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取材を可とする (3) 取材活動が許可されたメディアは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出する。(または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う) (4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。 3. スタジアム内の対応について (1) 各メディアは受付終了後、所定の取材位置へ速やかに移動することとし、<u>控室の使用は禁止する。</u> (2) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。 4. 記者席での取材活動について (1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、最低 1 席以上あけて着席することとする。また J クラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。 5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について	材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取材を可とする (3) 取材活動が許可されたメディアは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出する。(または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う) (4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。 3. スタジアム内の対応について (10/2 より適用) (1) <u>控室の設置が認められる。</u> <u>ただし、</u> • <u>上限の半分の人数までとする</u> • <u>必ずマスクを着用する</u> • <u>食事は不可</u> (2) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。 4. 記者席での取材活動について (1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、最低 1 席以上あけて着席することとする。また J クラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。 5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について
---	--

(1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、Jクラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ2m、最低1m あけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。 (2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア（Jリーグ及びJクラブ）のみ撮影を許可する。 (3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。 6. 試合終了後の対応について (1) 監督記者会見及び選手の取材は対面では行わず、WEB 方式にて実施する。 7. 中継制作・送信のスタッフ (1) Jリーグ公式及びすべてのライツホルダースタッフは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。 (2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場不可とする。 (3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。	(1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、Jクラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ2m、最低1m あけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。 (2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア（Jリーグ及びJクラブ）のみ撮影を許可する。 (3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。 6. 試合終了後の対応について (1) 監督記者会見及び選手の取材は対面では行わず、WEB 方式にて実施する。 7. 中継制作・送信のスタッフ (1) Jリーグ公式及びすべてのライツホルダースタッフは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。 (2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場不可とする。 (3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。
--	--

(4) ゾーン1のみで業務にあたるスタッフを固定する。 8. 中継体制と撮影について (1) 感染・拡散防止策としてJリーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数及びカメラ設置場所の管理・制限をし、Jリーグ・ホームクラブは把握をする。 (2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数及びカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、Jリーグ・当該クラブへ申請をする。カメラの設置場所はJリーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。 (3) 原則、選手・監督から2メートル以上離れて撮影をする。 (4) 試合前の入場セレモニー等の撮影はJリーグ公式のみ可能とする。 (5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い場所での撮影は自粛する。 (6) インタビューは対象者から2メートル離れて撮影をする。 (7) インタビューはJリーグ公式のみ実施可能とする。	(4) ゾーン1のみで業務にあたるスタッフを固定する。 8. 中継体制と撮影について (1) 感染・拡散防止策としてJリーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数及びカメラ設置場所の管理・制限をし、Jリーグ・ホームクラブは把握をする。 (2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数及びカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、Jリーグ・当該クラブへ申請をする。カメラの設置場所はJリーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。 (3) 原則、選手・監督から2メートル以上離れて撮影をする。 (4) 試合前の入場セレモニー等の撮影はJリーグ公式のみ可能とする。 (5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い場所での撮影は自粛する。 (6) インタビューは対象者から2メートル離れて撮影をする。 (7) インタビューはJリーグ公式のみ実施可能とする。
--	--

XXXII. 来賓対応

来賓対応	
超厳戒態勢時 (強い制限)	厳戒態勢時 (緩和された制限)
1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる - 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく 3. ケータリング (1) <u>食事の提供は行わない</u> (2) <u>ドリンク提供（アルコールは除く）は</u>	1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる - 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく 3. ケータリング (1) <u>ビュフェ式の食事提供は行わない。食事を提供する場合は、ランチボックス</u>

<u>サーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する</u> 4. 貸し出し物 (1) ブランケット等の貸し出しは行わない	<u>形式とする</u> (1) <u>ドリンク提供はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する（アルコールの提供も容認されるが、緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域においては提供は 11 時から 19 時までとする）。</u> 4. 貸し出し物 (1) <u>ブランケット等の防寒具の貸し出しに関し、以下の点に留意する。</u> • <u>貸し出しする、しないは、クラブが判断する</u> • <u>貸し出し前に洗濯する。ウイルスが綿布上で 14 日間、ビニル上で 28 日間残存することを意識する</u> • <u>同じ防寒衣が複数の方に渡らないよう、十分に留意する</u>
--	---

XXXIII. チーム、審判員、及び競技

チーム、審判員、及び競技	
超厳戒態勢時 (強い制限)	厳戒態勢時 (緩和された制限)
1. スタジアムへの到着 (1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する (2) ホームチームのチームスタッフが自家用車で到着することは容認される。事前に Jリーグに報告する (3) バス利用に際して、以下の点に留意す	1. スタジアムへの到着 (1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する (2) ホームチームのチームスタッフが自家用車で到着することは容認される。事前に Jリーグに報告する (3) バス利用に際して、以下の点に留意す

る ・ マスクを着用する ・ 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する ・ 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される (4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する ※確認中 2. 試合当日の体温測定 (1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する (2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する (3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する (4) 37.5 度以上の者がいた場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は次のように処置する ・ スタジアムに来場しない ・ タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す ・ クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する ・ 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う	る ・ マスクを着用する ・ 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する ・ 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される (4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する ※確認中 2. 試合当日の体温測定 (1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する (2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する (3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する (4) 37.5 度以上の者がいた場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は次のように処置する ・ スタジアムに来場しない ・ タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す ・ クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する ・ 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う
--	--

• 疑い症状がない場合、適切に経過観察する 3. チーム及び審判員全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）特にベンチの中やハーフタイム中も不用意に外さない (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う (6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等 • 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる 4. 更衣室（チーム及び審判） (1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する • 空いている部屋があれば追加の更	• 疑い症状がない場合、適切に経過観察する 3. チーム及び審判員全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）特にベンチの中やハーフタイム中も不用意に外さない (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う (6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等 • 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる 4. 更衣室（チーム及び審判） (1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する • 空いている部屋があれば追加の更
--	--

衣室として利用する（先発と控えで分ける等） 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする (2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分） (3) 更衣室内では、必ずマスクを着用する (4) タオル、飲水ボトル等を共用しない (5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないように注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。 参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (7) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないように注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する 5. 選手の治療、マッサージ	衣室として利用する（先発と控えで分ける等） 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする (2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分） (3) 更衣室内では、必ずマスクを着用する (4) タオル、飲水ボトル等を共用しない (5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないように注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。 参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (7) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないように注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する
---	---

(1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応 (2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと (3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である 6. 競技用具、備品の消毒 (1) 試合開始前にボール、コーナースタック、ゴールポストを消毒する (2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する 7. ボールパーソン、担架要員 (1) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする 試合実施要項の「試合球」の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される 8. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは実施しない 9. 競技規則、試合実施要項等の適用 (1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する (2) 原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水	5. 選手の治療、マッサージ (1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応 (2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと (3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である 6. 競技用具、備品の消毒 (1) 試合開始前にボール、コーナースタック、ゴールポストを消毒する (2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する 7. ボールパーソン、担架要員 (1) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする 試合実施要項の「試合球」の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される 8. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは実施しない 9. 競技規則、試合実施要項等の適用 (1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する (2) 原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水
---	---

タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない 10. 試合開始前のウォームアップ (1) 室内練習場の使用 - 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい - 換気に留意する (2) ジムを使用する場合、次の点に留意する - 社会的距離を確保する - 器具は使用のたびに消毒する - 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない - 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』 (3) ピッチ上でのウォームアップ - 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい - 審判員はマスクをしなくてよい 11. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック (1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用 12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ (1) <u>入場前の混雑を防ぐため、両チーム及び審判団はそれぞれに入場する</u> (2) <u>ピッチ上でラインナップ</u>	タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない (3) 10. 試合開始前のウォームアップ (1) 室内練習場の使用 - 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい - 換気に留意する (2) ジムを使用する場合、次の点に留意する - 社会的距離を確保する - 器具は使用のたびに消毒する - 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない - 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』 (3) ピッチ上でのウォームアップ - 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい - 審判員はマスクをしなくてよい 11. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック (1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用 12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ (1) <u>両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する</u> (2) <u>入場前は社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を保つよう十分配慮する</u>
--	---

(3) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは行わない (4) <u>握手セレモニー、ペナント交換、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等は行わない</u> (5) チームの集合写真撮影は認められる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこと (6) コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこととする (7) ピッチ上で円陣を組むことは、行わない	(3) <u>フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは入場動線を選手と別にするなど密を避ける工夫をすること、およびピッチ上で選手と社会的距離を取れていれば実施することは容認される</u> (4) <u>握手セレモニー、ペナント交換は行わない</u> (5) <u>選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等を実施する場合は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分配慮すること</u> (6) チームの集合写真撮影は認められる。但し、<u>掛け声、肩を組むことは禁止とし、隣や前後の選手同士がぶつからないよう注意する。</u> (7) コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこととする (8) ピッチ上で円陣を組むことは、行わない
13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出 (1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される (2) 下記のような演出は容認される - 演出によるスタジアムへの来場者増がなく、また演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ - 試合前キャプテンが、マッチデー	13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出 (1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される (2) 下記のような演出は容認される <u>演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ</u> - 試合前キャプテンが、マッチデー スポンサーのボードをもって、写真撮影

スポンサーのボードをもって、写真撮影 試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる	- 試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる <u>出場達成（例:200 試合出場）等のセレモニー時は、当該選手の家</u> <u>族の参加は妨げない</u> <u>スポンサー関係者が参加すること</u> <u>は妨げない</u>
14. チームベンチ 1 席空けて座る - 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審及び両チームで事前に合意した場所で待機 - ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい - 不要な会話・接触は控える - 指笛は控える	14. チームベンチ 1 席空けて座る - 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審及び両チームで事前に合意した場所で待機 - ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい - 不要な会話・接触は控える - 指笛は控える
15. 試合中の飲水、暑熱対策 - 飲水ボトルの共用を避ける - たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある - 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない - 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける	15. 試合中の飲水、暑熱対策 - 飲水ボトルの共用を避ける - たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある - 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない - 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

16. ゴールセレブレーション (1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する 17. ハーフタイム (1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する (2)グラウンドの補修は、通常と同様に実施される (3) ボールを消毒する 18. 試合終了時のセレモニー (1) 両チーム及び審判団はピッチ中央に集まる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する (2) チームとして集まってファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁は行わない 19. ドーピングコントロール (2) J 検査当日の徹底事項 ・ 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する ・ 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する ・ 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する ・ 換気することが可能な場所におい	16. ゴールセレブレーション (1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する 17. ハーフタイム (1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する (2)グラウンドの補修は、通常と同様に実施される (3) ボールを消毒する 18. 試合終了時のセレモニー (1) 両チーム及び審判団はピッチ中央に集まる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する (2) チームとして集まってファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁は行わない 19. ドーピングコントロール (3) J 検査当日の徹底事項 ・ 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する ・ 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する ・ 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する ・ 換気することが可能な場所におい
--	--

ては、換気を行う ・ 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する ※関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと 参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト 「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」	ては、換気を行う ・ 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する ※関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと 参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト 「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」
---	---

XXXIV. ファン・サポーター

ファン・サポーター	
超厳戒態勢時 (強い制限)	厳戒態勢時 (緩和された制限)
1. ファン・サポーターへの事前のご案内 (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いこと	1. ファン・サポーターへの事前のご案内 (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いこと

が明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください (3) スタジアムではマスクを着用してください。熱中症対策でマスクを外す場合は、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）の確保、咳エチケットに十分配慮ください (4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください (5) スタジアムでは、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保するようにしてください（入退場時、トイレの列など） (6) 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください (7) 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします（間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかける等） (8) <u>移動することによる感染拡大リスクを鑑み、超厳戒態勢期間においてアウェイゲームの観戦はお控えください。それに伴いビジター席の設置はございません。</u> (9) <u>アウェイチームのユニフォーム・グッズを着用しての入場・観戦はできませんので、あらかじめご了承ください</u> (10) スタジアムの外でも、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください	が明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください (3) スタジアムではマスクを着用してください。熱中症対策でマスクを外す場合は、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）の確保、咳エチケットに十分配慮ください (4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください (5) スタジアムでは、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保するようにしてください（入退場時、トイレの列など） (6) 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください (7) 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします（間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかける等） (8) スタジアムの外でも、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください
--	--

2. 応援スタイルについて

[厚生労働省のHP](#)では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。

- ・飛沫感染
- ・接触感染

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 容認される行為は以下の通りです

容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため

- ・横断幕掲出
※掲出の際に密にならないよう十分配慮してください
- ・拍手・手拍子
- ・タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる
- ・10/17以降、太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。
- ・ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む

なお適用にあたっては、

- ・ホームとビジターは同条件で適用する
- ・使用場所など、適用の詳細は主管クラブの試合運営ルールに従う

(2) 禁止される行為は以下の通りです

- ・声を出す応援

2. 応援スタイルについて

[厚生労働省のHP](#)では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。

- ・飛沫感染
- ・接触感染

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 容認される行為は以下の通りです

容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため

- ・横断幕掲出
※掲出の際に密にならないよう十分配慮してください
- ・拍手・手拍子
- ・タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる
- ・太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。
- ・ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む

なお適用にあたっては、

- ・ホームとビジターは同条件で適用する
- ・使用場所など、適用の詳細は主管クラブの試合運営ルールに従う

(2) 禁止される行為は以下の通りです

- ・声を出す応援

(禁止理由：飛沫感染につながるため) 例：指笛・チャント・ブーイング 例：トラメガ・メガホン・トランペット など道具・楽器を使うことも当面不可 ・ 人と接触する応援 (禁止理由：接触感染につながるため) 例：ハイタッチ・肩組みなど ・ 「密」を作る応援 (禁止理由：飛沫感染・接触感染の リスクが高くなるため) 例：お客様がいる席でのビッグフラッグ ※ただし、お客様がいない席に掲出する 場合は容認される ・ 大旗を含むフラッグを振る (禁止理由：接触するリスクがあるた め、フラッグが飛沫等で汚染され飛散 するリスクがあるため) ・ タオルマフラーを振る、もしくは回す (禁止理由：接触するリスクがあり、 タオルが飛沫等で汚染され飛散するリ スクがあるため)	(禁止理由：飛沫感染につながるため) 例：指笛・チャント・ブーイング 例：トラメガ・メガホン・トランペット など道具・楽器を使うことも当面不可 ・ 人と接触する応援 (禁止理由：接触感染につながるため) 例：ハイタッチ・肩組みなど ・ 「密」を作る応援 (禁止理由：飛沫感染・接触感染の リスクが高くなるため) 例：お客様がいる席でのビッグフラッグ ※ただし、お客様がいない席に掲出する 場合は容認される ・ 大旗を含むフラッグを振る (禁止理由：接触するリスクがあるた め、フラッグが飛沫等で汚染され飛散 するリスクがあるため) ・ タオルマフラーを振る、もしくは回す (禁止理由：接触するリスクがあり、タ オルが飛沫等で汚染され飛散するリス クがあるため)
--	--

XXXV. 試合会場の設営、撤去

試合会場の設営、撤去

超厳戒態勢時 (強い制限)	厳戒態勢時 (緩和された制限)
1. 参加者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる - 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う	1. 参加者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる - 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う
2. 衛生担当者 (1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする	2. 衛生担当者 (1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする
3. 試合日以外に設営作業を行う場合 (1) 作業開始前に体温を測定する (2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する	3. 試合日以外に設営作業を行う場合 (1) 作業開始前に体温を測定する (2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する

・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく (3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する ・ 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい (4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する 4. 撤収作業 (1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する ・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく	・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく (3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する ・ 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい (4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する 4. 撤収作業 (1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する ・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく
---	---

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 付属文書

XXXVI. 行動記録の例

- ・ リスク行動をあぶり出すこと、ふだんからクラブが記録を管理することを重視
- ・ 陽性、濃厚接触といった事案が生じた場合、「誰と」「どこへ」など追加の確認が必要
- ・ 体調と行動について入力はすべてプルダウンから選択する標準フォームを準備している。

イメージ

項目	記入例	8/31 月	9/1 火	9/2 水	9/3 木	9/4 金
体温：起床時	35℃台	36℃台	37.0～ 37.4℃	37.5℃～ 37.9℃	38℃台	39℃以上
体温：就寝時	35℃台	36℃台	37.0～ 37.4℃	37.5℃～ 37.9℃	38℃台	39℃以上
体調：せき	ない	ある	ひどい			
体調：喉の痛み、違和感	ない	ある	ひどい			
体調：頭痛	ない	ある	ひどい			
体調：身体のだるさ	ない	ある	ひどい			
体調：味や匂いの異常	ない	ある	ひどい			
体調：家族・同居人の症状	ない	ある	ひどい			
朝食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
昼食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
夕食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
家族・同居人以外とのマスクなし会話	ない	ある(15分以内)	ある(15分以上)			
試合、チームTR、食事以外の外出	ない	散歩、ランニング、近所の買い物	ジム、温浴施設、マッサージ、知人・友人宅、その他			
県境を越えての移動	ない	クラブの遠征	私用、その他			

[本文に戻る](#)

- ・ ご本人が陽性と判定されたとき、濃厚接触が疑われるときなど、1～2週間を遡っての行動記録が非常に重要です。
- ・ 濃厚接触の対象者を素早く、適切に判断できることで、チーム内での感染連鎖を防ぐことが出来ます。
- ・ とくに記録して頂きたいこと
 - 人が密集している密閉空間にいたこと。または人と密接する密閉空間にいたこと
 - 人込みに出かけたこと
 - 密接な距離で一定時間、食事や会話を行ったこと

- 感染流行地へ旅行、または滞在したこと
- 記入例
 - クラブ名：本郷 FC
 - 氏名：蹴球 太郎
 - 記入日：3月10日（火）
 - 主な行動
 - 7:00 起床
 - 7:30 朝食。自宅で家族と
 - 車で移動（菅山と）
 - 9:30～12:00 自主トレ。梅里グラウンド。チームメート5人と（菅山、久保山、黒川、立谷、東雲）
 - 13:00 昼食。久保山、黒川と。店、がらがら
 - 車で帰宅（ひとり）
 - 電車で移動
 - 17:00 カフェ。赤影、釜崎と。ややコミ
 - 19:00～22:00 打ち上げ会。狭い満員の中華屋で、飲食。飲酒あり。都井、岬、成田、藤野、桧山、米子、勝峰など約20人
 - 電車で帰宅
 - 24:00 就寝

[本文に戻る](#)

XXXVII. [感染症法](#)

前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に迫り、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、**新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。**

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の**感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後にか**
すことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の**人権を尊重**しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

(国民の責務)

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(情報の公表)

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の**予防及び治療に必要な情報**を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により**積極的に公表**しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、**個人情報保護に留意**しなければならない。

参考資料

- 『[HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう](#)』、政府広報オンライン
- 『[新型コロナウイルス感染拡大によるいわれなき偏見と差別について](#) (お願い)』、2020年2月13日、公益社団法人日本精神保健福祉士協会
- 『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』「[新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～](#)」、2020年3月26日、日本赤十字社

[本文に戻る](#)

バージョン管理

1. 2020年5月14日 第1版として公開
2. 修正：2020年5月23日 政府の5/14の方針等を反映
3. 修正：2020年5月24日 政府の5/21の方針等を反映
4. 修正：2020年5月27日 プロトコル3、4、5の案をクラブに提示
5. 修正：2020年6月8日 新プロトコル3として「Jクラブの活動段階と統一検査」を付加

6. 2020年6月9日 合同実行委員会にて合意
7. 2020年6月12日 第2版として公開
8. 修正：2020年6月12日 文科省、専門家チーム・地域アドバイザー等の指摘を反映
9. 修正：2020年6月21日：公式検査に関する記述を大幅加筆
10. 修正：2020年6月23日：理事会決議事項の反映（競技規則、試合実施要項等の適用等）
11. 2020年6月26日 第3版として公開
12. 2020年7月1日：プロトコル7 有観客試合における適用時期の見直しを反映
13. 2020年7月16日：各種プロトコルの改定を反映
 - プロトコル2 公式検査の導入に伴い情報開示ガイドラインを一部加筆
 - プロトコル3 最新実務に即して公式検査ガイドラインを加筆
 - プロトコル3・4 チームトレーニングの再開フェーズに「交流期」を追加
 - プロトコル5 チームの移動・宿泊 「食事」一部加筆
 - プロトコル7 有観客試合における出店制限の緩和について加筆
14. 2020年7月16日 第4版として公開
15. 2020年7月20日 プロトコル7、適用時期の変更（8/10までは、チケットティング、ファン・サポーターのガイドラインは「超厳戒態勢」の適用を継続する）
16. 2020年7月20日 第5版として公開
17. 2020年7月27日 第6版として公開
 - 政府方針を受けて「イベント開催制限の段階的緩和の目安」更新
 - プロトコル7 政府方針の変更を受け8/31まで現行の適用を継続、
関連ガイドラインの更新（8/11付9/6まで適用延伸をプレスリリース）
18. 2020年8月25日 第7版として公開
 - プロトコル5 移動中の食事の留意点を追加
 - プロトコル6・7 ドーピングコントロールに関するガイドラインを追加
 - プロトコル7 政府方針の変更を受け9/30まで現行の適用を継続
メディア運営上の変更を反映、応援スタイルの一部改定
19. 2020年9月15日 第8版として公開
 - プロトコル1 コロナウイルスの最新情報を反映のうえ、より実践的な内容へ全面改定
20. 2020年9月17日 第9版として公開
 - 入場制限の緩和の前提となる感染対策をより具体化（入退場時等の密の回避策、ほか）
21. 2020年9月24日 第10版として公開

プロトコル1	・ 陽性判定後の復帰（特例措置なし）
プロトコル3	・ 政府通達【別紙3】の更新 ・ 段階的な来場緩和のステップを追記
プロトコル4	・ 交流期のチームトレーニングのガイドラインを9/24より適用
プロトコル7	・ （制限の考え方）9/30より全カテゴリー厳戒態勢に移行、段階的な来場緩和ステップを追記 ・ （チケットティング）段階的な緩和ステップを反映 ・ （会場運営・来賓対応）アルコール提供は別途協議 ・ （メディア及び中継制作・送信）10/2以降、控室、記者席の間隔を改定 ・ （チーム、審判員、及び競技）試合中のマスク着用に関する追記

22. 修正：2020年10月6日：実行委員会

プロトコル7	・ （ファン・サポーター） 10/17より太鼓の使用を禁止行為から除外（主管クラブがルールを決定）
--------	--

23. 修正：2020年10月20日：臨時実行委員会

プロトコル 4・5・7	選手の温浴・サウナの利用に関する追記
プロトコル 5	(チームの移動・宿泊) シーズン前のキャンプに関する追記
プロトコル 7	(ファン・サポーター、来賓) 10/30 よりアルコール提供を禁止事項から除外
プロトコル 7	(来賓) 防寒具の貸し出しの留意事項の追記

24. 修正：2020 年 11 月 2 日：臨時実行委員会

プロトコル 7	(チーム、審判員、及び競技) 集合写真の配列
プロトコル 7	(来賓) 防寒具の貸し出しの留意事項の追記

25. 修正：2020 年 11 月 17 日：理事会

プロトコル 1	参考情報として感染リスクが高まる 5 つの場面を追加
プロトコル 3	政府方針の更新
プロトコル 3	(入場制限) 同一グループの着席に関する留意事項を追記

26. 修正：2020 年 12 月 15 日：理事会

プロトコル 1	ビジターチームの対応フローを追記
プロトコル 3	政府通達の反映 (ステージの考え方)
	陽性からの復帰時の定量抗原検査の部分的導入
	国外競技会への出場に関する留意事項を追記
	シーズン始動前の検査等の留意点を追記

27. 修正：2021 年 1 月 25 日：第 1 回臨時実行委員会

プロトコル 3	緊急事態宣言発出に伴うイベント開催制限
	シーズン始動時の留意点

28. 修正：2021 年 2 月 8 日：第 2 回定時実行委員会

プロトコル 3	- 政府通達の更新 - 緊急事態宣言発出に伴うイベント開催制限の反映 - シーズン始動時の留意点の更新
プロトコル 6	- VAR の導入、飲水タイムの一部運用変更を反映 - 退場時間の記録の廃止
プロトコル 7	- 制限の考え方の更新 (緊急事態宣言の延伸を受けて) - VAR の導入、飲水タイムの一部運用変更を反映 - 退場時間の記録の廃止 - 超厳戒態勢下で座席間隔を 1m から 1 席へ変更 (政府方針の反映) - 厳戒態勢下で入場セレモニーの一部緩和